

浜中町過疎地域持続的発展市町村計画

(令和3年度～令和7年度)

令和6年6月変更

北海道厚岸郡浜中町

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	浜中町の概況	1
ア	浜中町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ	浜中町における過疎の状況	2
ウ	浜中町の世界経済的発展の方向の概要	2
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	浜中町の世界財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7)	計画期間	6
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	8
(1)	現況と問題点	8
(2)	その対策	8
(3)	計画	9
3	産業の振興	10
(1)	現況と問題点	10
(2)	その対策	13
(3)	計画	16
(4)	産業振興促進事項	19
i	産業振興促進区域及び振興すべき業種	
ii	当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	19
4	地域における情報化	20
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	20
(3)	計画	20
5	交通施設の整備、交通手段の確保	21
(1)	現況と問題点	21
(2)	その対策	21
(3)	計画	22
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	22
6	生活環境の整備	23
(1)	現況と問題点	23
(2)	その対策	25
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	28

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	29
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	32
(3)	計画	34
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	38
8	医療の確保	39
(1)	現況と問題点	39
(2)	その対策	39
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	41
9	教育の振興	42
(1)	現況と問題点	42
(2)	その対策	44
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	48
10	集落の整備	49
(1)	現況と問題点	49
(2)	その対策	49
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	50
11	地域文化の振興等	51
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	51
(3)	計画	52
12	再生可能エネルギーの利用の推進	53
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53
(3)	計画	53
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	53
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	54
(1)	現況と問題点	54
(2)	その対策	54
(3)	計画	54
14	過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）	55

1 基本的な事項

(1) 浜中町の概況

ア 浜中町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、北海道東部の釧路総合振興局管内の東端に位置し、東は根室市、北は別海町、西は厚岸町に接しています。また、東南は太平洋に面しほぼ中央に霧多布半島が形成され、厚岸霧多布昆布森国定公園の一角をなしています。

町の総面積は、423.63km²で、約67kmに及ぶ海岸線は砂浜・奇岩絶壁を有し、嶮暮帰島をはじめとする大小の無人島が点在しています。南面を形成する海岸線の中央にある霧多布湿原は、一部が「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されているほか、火散布沼や藻散布沼と合わせ『ラムサール条約登録湿地』に登録され、北海道遺産にも認定されています。内陸部は、中央を東西に鉄道が走っており、森林と農村地帯が広がり平坦な丘陵原野を形成しています。

気候は年間平均5℃、最高気温は20℃前後、最低気温－10℃前後と冷涼で、春から夏にかけては、沿岸部を中心に霧が発生しやすく、一方、秋から冬にかけては好天が続き、年間雨量は1,000mm程度となっています。

本町の歴史は、元禄14年（1701年）に、当時の松前藩がキイタツ場所を開いたのが始まりといわれ、明治2年（1869年）に佐賀藩から12戸の移住者等が集落を形成し、定住の始まりとなりました。明治13年（1880年）には榑町に戸長役場が設けられ、明治39年（1906年）に霧多布ほか1町4カ村が合併し浜中村と改められ、大正8年（1919年）には1級町村制を施行し、国鉄根室本線の開通後は本格的な入植が始まり急速に発展しました。昭和27年（1952年）の十勝沖地震津波、昭和35年（1960年）のチリ沖地震津波と二度にわたる大津波により甚大な被害を受けましたが、驚異的な復興を成し遂げ、昭和38年（1963年）には町制を施行し、平成26年に開町135周年、町制施行50周年を迎えました。

交通は、釧路市と根室市を結ぶ国道44号のほか、中標津空港へのアクセスとして道道別海厚岸線、海岸線を結ぶ根室浜中釧路線（北太平洋シーサイドライン）、町道の約300路線は地域住民の生活・産業道路及び観光道路として重要な役割を果たしています。公共交通機関としては、鉄道（JR花咲線）と町営バス6路線があり、町民や本町を訪れる観光客にとって貴重な交通手段となっています。

産業の軸は農業と漁業であり、農業は、牛乳を生産する酪農業が主体で、昭和40年度から平成3年度までの国営総合農地開発事業や平成13年度から平成23年度までの国営環境保全型かんがい排水事業など、足腰の強い酪農を目指し、食糧の生産・供給基地としての役割を担うため、自然との共生を図りながら豊かな酪農郷を目指しています。本町で生産される牛乳は、ハーゲンダッツアイスクリームの原料として使われるなど、高品質乳として出荷されています。近年、経営の大規模化が進む一方、後継者不足等による離農が課題になっており、就農者研修牧場の運営や新規就農者誘致事業補助を実施し、離農跡地への新規就農の取組が進められています。また、平成29年度からは、担い手確保と本町への定住を促進するため、新規卒業者やUターンによる後継者を対象とした農業後継者就業交付金制度を創設し、後継者対策に取り組んでいます。

漁業は、昆布魚を中心とする沿岸漁業とウニやカキなどの養殖漁業を中心としています。特に太宗漁業である昆布魚は、全国でも有数の天然昆布の生産量を誇っており、町内での加工はもちろんのこと、広く関西方面に出荷され高い評価を受けています。近年、サケ・マス魚などの沿岸漁業は、漁獲不振に悩まされることもあることから、気象条件に左右されやすい漁業を脱却し、恵まれた沿岸の自然条件を活かしながら、ウニやカキ、アサリなどの養殖漁業を推進するなど、獲る漁業だけではなく育てる漁業にも積極的に取り組んでいます。中でも、ウニの生産拡大に向け、浜中町種苗生産センターを建設し令和3年度から供用を開始しました。なお、漁業についても後継者就業交付金制度を創設し、後継者対策に取り組んでいます。

商工業は、消費動向の広域化・多様化による購買力の流失やインターネットの普及などから、地元購買力の低下が大きな課題となっています。その状況を打開すべく、経営改善普及事業に対する支援、特産品開発や販路拡大などの事業を推進しています。

観光においては、風光明媚な自然景観や四季折々の味覚など、本町ならではの観光素材を活用し、商工会・産業団体・観光関連事業者が連携し、地域特性を活かした観光振興を図っています。また本町は、ルパン三世の原作者である故モンキー・パンチ氏（故加藤一彦氏）のふるさとでもあり、ルパン三世を活用した観光振興と地域活性化に取り組んでいます。

イ 浜中町における過疎の状況

本町の人口は、昭和30年代半ばまで増加し、昭和35年国調人口では11,915人を数えていました。しかしその後、基幹産業である農・漁業を取り巻く環境の変化、地元就職先の不足による高卒者等の若年労働力の町外流出、近年の少子化などが主な要因となり、平成27年国調人口では、6,061人と大きく減少しました。本町ではこれまで、基幹産業である農・漁業の振興を柱に「地域を支える地場産業の振興」、「災害に強いまちづくり」、「若い世代への子育て支援の充実」を目指し、産業振興や生活環境の整備、教育・文化、福祉の面で様々な施策を展開してきましたが、地元経済全体の低迷等から人口減少が続いています。さらに、若年層の流出や出生率の低下が高齢化に拍車を掛け、平成27年国調人口で高齢者の割合は、28.7%に達しています。今後は、一次産業の振興はもとより、若者の定住対策と少子高齢化への適切な対応、関係人口の創出が非常に重要となります。

ウ 浜中町の社会経済的発展の方向の概要

本町は、豊かな自然環境を活かしながら、農・漁業を中心とする産業振興を柱にまちづくりを進めてきました。

近年、町を取り巻く環境は大きく変化し、人口減少や経済の低迷、多様化・高度化する価値観や生活スタイルの変化に伴う地域課題の複雑化、大規模な自然災害への対応など、多くの課題を抱えています。しかし、先人が幾多の困難を乗り越えてきたように、私たちも未来に希望を抱いて、この困難を乗り越えていかなければなりません。

このような中、産業の後継者対策や子育て環境の充実など、地域経済の発展と活力ある地域社会の形成を目指し、人口減少、少子高齢化対策に取り組んでいるところです。

また、地震や津波などの大規模自然災害の発生が懸念されており、防災拠点としての機能を備えた役場新庁舎の建設や防潮堤の嵩上げ、避難道の整備、津波防災避難訓練や防災教育の推進など、災害に強いまちづくりを進めているところです。

しかし、このように様々な課題が山積する中にあることは、今まで以上に産業振興を基本に、町民と行政が協働しながら、本町ならではの安心・安全で個性豊かなまちづくりを目指す必要があります。

このため、「第6期浜中町まちづくり総合計画」や「浜中町創生総合戦略」等を基本に、本計画により基幹産業である農・漁業の振興はもとより、交通通信体制の確保、情報化及び交流の促進、生活環境の整備、子育て環境の確保や高齢者等の保健福祉の向上、教育文化の振興等の推進を図り、町民一人ひとりの笑顔が輝くまちづくりを目指す必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口の推移を国勢調査で見ると、昭和35年の11,915人がピークであり、平成27年は6,061人で、これを比較すると5,854人(49.1%)の減と、大幅な人口減少の推移をたどっています。

昭和50年から平成2年では1,273人(13.2%)の減、平成2年から平成17年では1,390人(16.6%)の減、平成17年から平成27年では954人(13.6%)の減と高い減少率となっています。

次に、年齢階層別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は、昭和50年から平成27年では1,878人(70.0%)と大きく減少し、今後もその傾向が予測されます。

15～64歳の生産年齢人口は、昭和50年から平成27年では、2,737人(43.7%)の減となっており、昭和50年から平成2年では12.5%の減、平成2年から平成17年では21.3%の減と減少率が大きくなっています。また、そのうち15歳から29歳では、昭和50年から平成2年で33.4%の減となり、以降も30%以上の減少率が続き、若い世代が減少することで地域全体の活力低下が懸念されています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、人口が減少する中で逆に増加し、その構成比は平成27年に28.7%となり、今後も増加していくことが見込まれています。

国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計によると、本町は今後も人口減少が続き、年少人口が減少する一方、老年人口の増加が予想されていることから、町外転出等による社会的人口減少と出生率の低下等による自然的人口減少が重なり、さらに過疎化が進行すると予想されます。

表 1-1(1) 人口の推移

(単位：人・%)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	11,915	9,668	△18.9	8,395	△13.2	7,005	△16.6	6,061	△13.6
0～14歳	4,676	2,682	△42.6	1,850	△31.0	1,030	△44.3	804	△21.9
15～64歳	6,668	6,253	△6.2	5,469	△12.5	4,303	△21.3	3,516	△18.3
うち 15～ 29歳(a)	2,852	2,186	△23.4	1,456	△33.4	1,016	△30.2	672	△33.9
65歳以上 (b)	571	733	28.4	1,076	46.8	1,672	55.4	1,741	4.1
(a)/総数 若年者比率	23.9	22.6	—	17.3	—	14.5	—	11.1	—
(b)/総数 高齢者比率	4.8	7.6	—	12.8	—	23.9	—	28.7	—

(国勢調査)

表1-1(2) 人口の見通し

(単位：人・%)

区 分	令和12年	令和22年	令和32年	令和42年
総数	4,857 (4,645)	4,078 (3,764)	3,350 (2,964)	2,740 (2,015)
0～14歳	639 (547)	525 (412)	430 (312)	346 (197)
15～64歳	2,474 (2,393)	2,033 (1,886)	1,609 (1,400)	1,338 (953)
うち 15～ 29歳(a)	515 (465)	434 (359)	374 (273)	302 (180)
65歳以上 (b)	1744 (1,704)	1,520 (1,466)	1,311 (1,252)	1,057 (864)
(a)/総数 若年者比率	10.6 (10.0)	12.9 (9.5)	12.8 (9.2)	12.6 (8.9)
(b)/総数 高齢者比率	35.9 (36.7)	37.3 (38.9)	39.1 (42.2)	38.6 (42.9)

(上段：浜中町人口ビジョン・下段 () 内：令和元年国立社会保障・人口問題研究所推計)

(3) 浜中町の行財政の状況

本町の行政組織について、職員数は１７９名（令和３年４月現在）であり、複雑・多様化する行政ニーズに対応するため、事務の簡素化や効率化、情報化を図るとともに行政の公平・透明性を堅持しながら、住民に親しまれ、信頼される行政を目指しています。

広域行政については、釧路東部消防組合、釧路公立大学事務組合を設立し、さらには、北海道後期高齢者医療広域連合、釧路・根室広域地方税滞納整理機構等、近隣市町村との連携による効率的な行政運営を進めています。また、平成２２年には釧路市と定住自立圏協定を締結し、他町村とともに釧路圏域全体の連携事業に積極的に取り組んでいます。

地域指定では、昭和４５年に農業振興地域、昭和６０年に集約酪農地域、平成９年に過疎地域の指定を受けています。

財政状況については、人口減や税収の伸び悩み等によって極めて厳しい状況にありますが、効率的な財政運営によって、地域を支える地場産業の振興、災害対策、住みよい環境づくりなど、幅広い行政ニーズに対応する施策に積極的に取り組んでいます。

しかし、基盤整備を進めるための投資に係る財源の多くは、地方債に依存しています。近年は、インフラを含めた公共施設の老朽化に伴う建替え、長寿命化に向けた改修工事などにより、地方債現在高が増加しています。このことから、町財政の健全性を示す指標でもある実質公債費比率及び将来負担比率については、ここ数年で平成２２年度を上回ることが想定されます。

このことから、自主財源の確保や徹底した経常経費の削減に努めるほか、各事業の効果と必要性等についても、住民との協働、関係各課との連携を深め、多様化する住民ニーズに対応できる効率的な行財政運営が必要です。

施設整備の状況については、国道や道道の改良や舗装はほぼ整備済みなのに対し、住民生活に密着した町道の舗装率は５６．８％であり、今後も計画的な整備が必要です。

水道については、９９．９％の普及率となっており、ほぼ町内全域をカバーしています。

公営住宅は２１７戸ありますが、経年による老朽化が進んでいる建物が多いことから、町公営住宅長寿命化計画により順次整備を進めているところです。

医療施設は、診療所１施設と歯科診療所２施設を運営しています。また、福祉施設は、特別養護老人ホーム（デイサービス在宅介護支援施設併設）、高齢者グループホーム、老人福祉・母子健康センター、町立保育所（常設２カ所、へき地３カ所）等があります。

教育施設は、町立の高等学校１校、町立小学校４校、町立中学校４校（併置校１校）があり、学校施設や教員住宅の改修等も年次計画により整備を行う必要があります。

スポーツ施設は、総合体育館、総合グラウンド、農業者トレーニングセンター、温水プール、すくらむ２１、パークゴルフ場、町民スケートリンクを有しています。また、教育・文化の拠点施設として総合文化センターがあります。

平成５年度に霧多布湿原センター、平成１１年度には避難施設を兼ねた「ふれあい交流・保養センター ゆうゆう」を整備し、指定管理により観光客の誘致や地域間交流の面でも広く活用されています。また、平成１５年度には、基幹産業である農・漁業生産物の付加価値を高めるための研究や新製品の開発のための活用が図られるよう、中山間活性化施設「ＭＯ－ＴＴＯかぜて」を整備しています。

表1-2(1) 浜中町の財政の状況

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	6,838,031	7,060,303	10,119,825
一般財源	4,647,321	4,634,940	4,311,101
国庫支出金	597,234	513,279	1,197,211
道支出金	366,983	449,453	393,068
地方債	516,458	723,166	2,481,938
うち過疎対策事業債	138,200	247,800	470,300
その他	710,035	739,465	1,736,507
歳出総額B	6,696,545	6,898,601	10,010,288
義務的経費	2,739,345	2,650,300	2,496,990
投資的経費	884,565	896,778	3,919,351
うち普通建設事業	873,990	896,778	3,919,351
その他	3,072,635	3,351,523	3,593,947
過疎対策事業費	1,460,341	1,319,003	3,690,385
歳入歳出差引額C (A－B)	141,486	161,702	109,537
翌年度へ繰越すべき財源D	30,321	52,049	701
実質収支C－D	111,165	109,653	108,836
財政力指数	0.18	0.18	0.22
公債費負担比率	18.0	15.7	16.7
実質公債費比率	15.5	10.0	10.9
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	84.4	81.6	83.5
将来負担比率	104.5	59.5	53.3
地方債現在高	7,263,884	7,758,130	10,491,881

(地方財政状況調)

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
町 道					
改良率 (%)	39.2	61.0	70.5	73.4	74.1
舗装率 (%)	4.9	38.7	51.2	56.5	56.8
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	4,444	0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	1.6	0.2	0.1	3.4	—
林 道					
延 長 (m)	—	—	—	20,312	20,312
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.0	5.4	6.4	2.0	—
水道普及率 (%)	65.4	78.4	81.1	99.9	99.9
水洗化率 (%)	(0.9)	2.5	17.0	71.1	83.6
人口千人当たり病院、診療所の 病床数 (床)	2.8	4.4	5.0	2.9	3.3

(公共施設状況調査・道路施設現況調査・水道統計・浜中町)

※注 昭和55年度末の水洗化率については、昭和57年度末数値を()書きしています。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、その発展の歴史に見られるように農・漁家の定着に始まり、住民生活の基礎も一次産業によって築かれてきました。

これまで、総合計画や過疎地域自立促進計画等に基づき、各種事業を積極的に展開してきたところです。

しかし近年、農業は農畜産物の輸入自由化や後継者不足等により経営環境は一段と厳しく、漁業においても水産物の輸入に伴う価格の低迷、生産者の高齢化や後継者不足等が大きく懸念されており、このことが地域経済へ大きく影響するものと考えられます。

このため、令和2年度からスタートした「第6期浜中町まちづくり総合計画」や「浜中町創生総合戦略」を基本に、本計画により産業振興、交通通信体制の確保、情報化及び交流の促進、生活環境の整備、子育て環境の確保や保健福祉の向上、教育文化の振興等の面で、個性豊かな地域づくりによって町の持続的発展を目指していかねばなりません。

そこで本町では、以下の6つの点を基本として、地域活性化・持続的発展推進施策を展開することとします。

- ① 農林水産業、商工業、観光業など、浜中町の恵まれた自然環境や地域資源を有効活用した産業振興を図り、産業界が一体となった活力あるまちを目指します。
- ② 本町が有する豊かで魅力的な自然環境や景観を守り継ぎながら、住環境の整備など、快適で住みよいまちを目指します。
- ③ 自然災害に対して強くしなやかな防災対策を進めるとともに、消防・救急体制の強化を行い、町民の生命と財産を守るまちを目指します。
- ④ 町民が互いに支え合い、出産や子育て、健康づくりなど、地域福祉や医療体制の充実を図りながら、だれもが安心して暮らし続けることができるまちを目指します。
- ⑤ ふるさと浜中に誇りを持ち、生涯にわたり心豊かに学び続け、健やかな人生を実現する、次代を担う人づくりを目指します。
- ⑥ 行政の公正・公平性・透明性を一層高めつつ、情報発信を積極的に行い、町民に信頼される行財政運営を進めるとともに、町民一人ひとりがまちづくりの主役となる共創のまちを目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画に基づく各種施策の展開により、持続可能なまちづくりを進めることによる達成すべき目標を次のとおり定めます。

浜中町の人口目標 5, 234人（令和7年度・国勢調査）

浜中町の社会増減の目標 年間55人以内の減（4月1日～3月31日基準・住民基本台帳）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

毎年度、PDCAサイクルに基づき、庁内組織により目標に対する事後評価を行い、町ホームページで公表します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5カ年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した「浜中町公共施設等総合管理計画」では、平成27年度末時点での公共施設（建築施設）は375施設、延床面積は107,699㎡となっており、町民一人当たりでは17.8㎡となっています（平成27年国勢調査による人口6,061人から算出）。施設種別を施設数で見ると、その他（主に教職員住宅）が158施設、次いで公営住宅が51施設、町民文化施設が50施設と続いています。延床面積で見ると、学校教育系施設が最も多く31.2%、次いでその他が15.3%と続いています。

また、本町は広大な区域の中に大小様々な生活区域を形成しており、学校や集会施設等の公共施設（建築施設）も生活区域の中で重要な役割を持って広範囲に点在しています。

公共施設等のマネジメントについては、町民が安心・安全に暮らすことができ、健康で快適な生活環境を実現するために「まちづくりの視点」を重視し、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行うとともに、原則として新たな建築系施設は建設しないものとし、統廃合や規模縮小などによる施設保有量の適正化を図る必要があります。

既存の公共施設等については、老朽化の状況及び今後の需要の見通しを踏まえ、保持していく必要があると認められるものについては、計画的な修繕・改善による品質の保持に努め、施設の有効活用を図ります。

また、全町的な推進体制の確立及び民間活力の導入を検討することにより、効率的な管理・運営を図る必要があります。

本町では、以下の3つの基本方針により総合管理計画を推進しています。

① 施設保有量の適正化

建築施設については、厳しい財政状況を踏まえ、施設の性能と町民ニーズに基づいた統廃合、規模縮小を進めます。また、インフラ施設については種別毎の特性を踏まえ、中長期的視点でそれぞれの整備計画に即した総量の適正化を図ります。

② 公共施設等の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設等については、定期的な点検・診断と計画的な維持修繕を実施することにより長寿命化を推進しながら、安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、環境への配慮と財政負担の軽減・平準化を図ります。

③ 既存施設の有効活用

「施設の維持から機能の維持」を視点に一定の公共サービスを確保しつつ、既存施設の管理運営形態の見直しや機能の集約、複合化などを進め、総量の抑制と経費削減を図ります。

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

少子高齢化や地方から都市圏への人口流出が続く中、特に若年層の減少は、基幹産業である酪農業や漁業をはじめ、各産業の後継者不足や出生数の減少などにつながっており、過疎化に一層の拍車をかけています。

そうした中、本町での暮らしを体験してもらい移住につなげる「お試し暮らし住宅」の整備や移住・定住推進員として地域おこし協力隊を任用し、大都市圏で開催される移住イベントや就業フェア等でのPR活動、移住相談などに取り組むことによって、新規就業者の確保などを目指してきました。

また、地域間交流を通じて、特産品や観光などの魅力発信、異なる文化や風土に触れ広く見聞を深めることで「ふるさと はまなか」を再発見し、郷土愛を育む事業などを行ってきました。

さらに、本町の出身者などで構成される「札幌ふるさと浜中会」や「首都圏ふるさと浜中会」では、ふるさとを慕う出身者と町との絆を深め、その結びつきを通じて、町を支える関係人口づくりに努めてきました。

広域的な取組としては、釧路市を中心市として釧路管内8市町村で釧路定住自立圏を形成し、地域内への移住・長期滞在の促進を図るため、暮らしや滞在に関する情報提供や受入態勢づくりなどの取組を推進しています。

今後も本町の特性を最大限活かしながら、こうした移住・定住政策や地域間交流を継続し、交流人口や関係人口の拡大により“浜中町のファン”を増やす取組によって、地域の活性化を図っていく必要があります。

(2) その対策

【目標値：お試し暮らし住宅の利用者 5年で15組】

- ① お試し暮らし住宅を活用し、町外からの移住希望者に本町を体験してもらうことで、移住・定住を促進します。
- ② 移住・定住推進員として地域おこし協力隊を採用し、大都市圏での移住・定住のPR活動や移住相談等を実施します。
- ③ 町外からの新規就業者の確保や育成を図ります。
- ④ 国際理解教育や海外への研修を促進し、国際感覚を持つ人材の育成を図ります。また、外国人との相互交流を図るなど、多文化共生の理解を深め、国際交流を推進します。
- ⑤ 「ふるさと浜中会」への支援と交流活動によって、本町のPRやまちづくりに活かします。また、他地域との交流事業や民間による地域間交流を促進し、交流人口や関係人口の拡大に努めます。
- ⑥ 釧路定住自立圏や北海道くしろ地域・東京特別区交流推進事業など、広域的な連携により、関係人口の拡大や移住・長期滞在の促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和３年～令和７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材確保	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊事業 (内 容) 移住・定住推進施策の推進 (必要性) 移住・定住施策推進のため移 住者目線でのPR活動や移住 相談窓口が必要である。 (効 果) 移住・定住者が増えること により、地域の活性化につな がる。	浜中町	
	地域間交流	北海道くしろ地域・東京特別区交流推進 事業 (内 容) 東京都荒川区との交流事業 (必要性) 関係人口拡大のため広域連携 を行い、PR活動や交流事業 を実施する。 (効 果) 事業の実施により相互理解が 深まり、関係人口の拡大が期 待できる。	協議会	
	人材育成	人づくり推進事業 (内 容) 各種技能（技術）取得研修費 補助 (必要性) 地域で活躍する人材を育成す るため、補助により研修費用 等の負担を軽減する。 (効 果) 研修費を補助することにより 希望者が研修しやすい環境を 整えられる。	浜中町	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

(農 業)

本町の農業は、冷涼な気候と恵まれた土地資源を背景に土地利用型酪農地域として発展を遂げ、近年では乳価も比較的安定した状態を維持しており、酪農経営も安定化が図られてきました。

しかしながら、2018年12月にTPP11、2019年2月に日EU・EPAの協定が発効され、酪農業を取り巻く環境は大きく変化し、輸入農畜作物の増加に伴う価格低下など、酪農経営への影響も懸念されています。また、良質な自給飼料生産を行うため、土壌分析や施肥設計に基づいた土づくりを励行し、適正に処理された家畜ふん尿を利用する循環型農業と計画的な土地改良を進めていく必要があります。

近年、規模拡大などにより酪農経営は比較的安定しておりますが、従来の家族構成員だけの過重労働や労働力不足といった新たな課題も見られるようになってきました。さらに、経営主の高齢化が進み、担い手不足などから農家戸数は年々減少していますが、(有)浜中町就農者研修牧場での研修を経て酪農経営を開始した新規就農者など、担い手確保の取組が一定の成果を上げています。また、新規卒業者やUターンを対象とした支援も進めており、本町の酪農業を支える新規就農者を育成し、後継者の確保を継続して進める必要があります。

さらに、耕作放棄地や遊休農地の発生を防止するため、規模拡大を目指す農家に農用地を集積し、農用地の有効活用を図る必要があります。また、規模拡大だけでなく、家族農業経営を含めた地域の多様な経営体が活躍できる環境を構築する必要があります。

本町の特色ある酪農業及び畜産物の確立を関係機関と協力し、さらには情報媒体等を活用しながら、町内外にその魅力を発信していく必要があります。

(林 業)

本町の森林面積は、16,033haで町内全域の約38%を占め、国有林6.3%、道有林28.4%、町有林18.1%、私有林47.2%で構成されており、総森林面積の69.7%が保安林の指定を受けています。また、人工林、天然林の区分でみると天然林が全体の69.0%を占めています。

森林は、木材等の林産物の供給をはじめ、水源涵養、山地災害の防止、生活環境の保全などの役割を果たすほか、近年は、自然とのふれあいの場、保健休養など公益的な機能を通じて町民や近隣市町村の生活に深く関わっています。また、森林と海は密接な関係にあり、豊かな森林が栄養分に富んだ水を安定的に海へ供給する重要な役割を果たしています。

近年、森林・林業を取り巻く情勢として、人工林が本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要課題となっています。そうした中、国産材需要の高まりとともに木材自給率も徐々に上昇傾向にあります。一方、原木価格は依然低位な状況が続いており、森林所有者の経営意欲の低下などにより、間伐や主伐後の再造林といった整備が適切に行われない森林が増加傾向にあります。このような中、林業従事者の減少や高齢化などが進んでおり、担い手の確保に向け、北海道をはじめ関係機関と連携しながら、必要な対策を講じていかなければなりません。

また、エゾシカの生息頭数の増加などにより、町内における農林業被害が深刻な状況にあります。ヒグマの出没も年々増加傾向にあり、特に市街地周辺における出没回数も増加しています。このため、地元猟友会による有害駆除や侵入防止柵設置など、各種対策の強化が求められています。

今後、町有林や民有林の森林整備事業を積極的に実施するとともに、道有林においては治山事業による保安林整備事業を北海道に要請し、計画的な森林施業を実施する必要があります。また、間伐事業などを計画的に実施するため、作業道や林業専用道などの路網整備事業も継続していく必要があります。

(水産業)

本町の漁業は、浜中湾や琵琶瀬湾を中心に、火散布沼や藻散布沼などの湖沼、寒暖の海流が交錯する沿岸漁場などを含めて、豊かな自然環境と豊富な水産資源により発展してきました。

近年は、海洋環境の変動や外国漁船の操業活発化による資源の減少や消費者ニーズの変化による「魚離れ」の進行、燃油高騰による経費の増加など、漁業環境の厳しさから漁家戸数が減少し、高齢化による漁業生産体制の脆弱化が進むなど、経営は厳しい状態が続いています。このため、漁業者、産業団体、行政が一体となって、本町沿岸の自然条件を活かした資源の増大、担い手の確保、生産基盤の整備を実施する必要があります。

ウニの完全養殖や種苗の放流、カキの養殖試験事業、マツカワ稚魚の放流、海水温や塩分などの測定、水産多面的機能発揮対策事業による昆布藻場の岩盤清掃などの実施により、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進を図っています。特に令和3年度には、ウニの生産拡大のため、浜中町ウニ種苗生産センターの供用を開始しました。同時に、後継者不足の解消や定住促進のため、新規卒業者やUターンに対する就業支援、技能習得のための研修支援などを行っています。また、散布漁港の整備や各漁港の浚渫などの機能維持、町民の生命や財産を守るための防潮堤の嵩上げ工事などを国や道に要望し実施しています。

今後は、水産物の供給や自然環境・生態系の保全といった漁村が持つ多面的な機能の発揮を推進し、後継者の就業支援・研修支援による担い手確保や生産基盤の維持に努めながら、産業全体で連携し、消費者のニーズに合った水産物・水産加工物の生産、ブランド化による付加価値向上に取り組むなど、地域の特性を活かした水産業の活性化が必要です。また、水産資源の管理による漁業の安定化、漁業許可や漁業権の柔軟な対応による生産性の向上などが求められていることから、本町においても、持続的で安定した漁業経営のため、漁業協同組合と連携し、ICTなどを活用した資源管理や漁業権管理を適正に行う必要があります。

(地場産業の振興)

本町の地場産業は、豊富な乳畜産物や魚介類等、地域の基幹産業から生み出される素材を活用した加工業が主となっています。

しかし、加工業を取り巻く環境も収益性が低水準であるなど、非常に厳しい状況となっています。このため、地域ブランドの確立や消費者ニーズに対応した新たな特産品の開発等、地場産品の高付加価値化を産学官の連携によって取り組むとともに、地場産品の販路拡大に向けた施策と特産品づくりを担う人材の育成が必要です。

(商 業)

本町の商工業は、基幹産業である農・漁業とともに、地域的な商圈形成により発展してきました。

近年の商工業を取り巻く環境は、少子高齢化等の影響による人口減少から、商店等の売り上げが減少傾向にあり、それに伴い商店数が著しく減少している状況にあります。また、近隣地域の大型店進出や消費者行動の広域化により、町外への消費購買力の流出が続いている状況です。加えて、少子高齢化による買い物難民の増加も懸念されているとともに、事業継承などの後継者不足、空き店舗の増加や特に飲食店の減少などが深刻な課題となっています。

このため、商工会と連携し、消費者目線にたった経営改善、購買力の流出防止に取り組むとともに、農業・漁業・商工業が連携し、後継者不足の解消及び定住の促進などを図り、商工業のさらなる経営の安定化を図ることが必要となっています。さらには、一次産品の付加価値を高めるため、新製品の開発等を奨励し、新しい産業の創出による雇用の拡大や地域経済の活性化を促進する必要があります。

(工業及び起業の促進)

本町の工業は、交通条件や労働力確保の制約などにより、農・水産物を中心とした小規模な加工製造業が主となっています。基幹産業の漁業の状況が非常に厳しい中、生産物をそのまま出荷するのではなく、さらに付加価値を高めることで生産拡大と経営安定を図ることが求められています。

今後も活力に満ちた生産性の高い工業を目指し、既存企業の育成と振興対策を講じるとともに、本町の有する豊富な生産物を加工し、地域内での付加価値化と就労機会の創出、そして地域全体の産業構造の体質改善や支援体制の強化を図っていく必要があります。

(観 光)

本町は、奇岩絶壁をみせる断崖、岬などの海岸線の景勝、海跡湖、国の天然記念物に指定されている霧多布泥炭形成植物群落を含む霧多布湿原を中心とした厚岸霧多布昆布森国定公園を始め、牧歌的な風景の内陸部や広大な大地での酪農、豊かな漁業資源、その他貴重な野生動植物などの生息地として注目されるなど、バラエティに富んだ観光資源に恵まれています。

本町の観光客入り込み数は、天候や自然災害による増減はあるものの、道東自動車道の延伸や近年の釧路地域への訪日外国人観光客の増加により、今後の本町の入り込み増も期待されています。

現在の観光形態は、「団体旅行」から「個人・グループ型」へ移行し、「見る観光」から「体験・食」目的の観光スタイルへと移り変わっています。さらに、インターネットの普及により、多様な観光情報が気軽に利活用できる社会基盤が確立されていることから、本町も観光客のニーズに合わせた観光情報を積極的に発信していくことが求められます。

このような中、自然や産業、文化など、本町が持つ魅力や特性を観光資源として活かし、質の高いサービスを提供するため、関係機関（行政、産業団体、商工会、観光協会など）との連携は不可欠となっています。

また、魅力ある観光地づくりには、観光客を受け入れる基盤整備が必要であり、交通の確保、宿泊施設の充実、ガイド等の人材育成などは、本町の観光振興の推進を図る上での大きな課題となっており、関係機関とともに検討を進めていかなければなりません。

さらに、令和3年3月30日の厚岸霧多布昆布森国定公園の指定は、地域の知名度向上による観光客の増加が期待されるため、周辺環境や交通の確保、宿泊施設の充実、四季それぞれの魅力や地域の特性を活かしたイベントの開催など、1年を通して楽しめる観光地づくりに努める必要があります。さらには、交流人口の拡大により地域活性化を図り「通過型観光」から「着地型観光」への移行、さらに移住者・定住者の増加へと発展させることを目指すことが必要となっています。

(2) その対策

【目標値：生産年齢人口 2, 800人（令和7年度・国勢調査）

産業後継者 5年間で農業5件、漁業5件、商工業5件 計15件】

（農 業）

- ① 草地整備・大区画化を推進し、ICT機器などの導入により作業の効率化と省力化を図り、生産性の向上に努めます。
- ② 浜中町農業経営基盤強化促進基本構想をもとに、意欲的な経営体に対して農用地の集積を図り、耕作放棄地や遊休農地の発生を防止します。
- ③ 農道の整備について、大型機械に対応するため、老朽箇所を更新と未舗装路の整備を進め効率的な輸送を確保します。
- ④ エゾシカによる牧草などの食害を防止するため、侵入防止柵等の整備を進めます。
- ⑤ かんがい排水事業で整備した施設等を活用し、維持管理を図りながら家畜ふん尿を適正処理、草地還元することにより循環型農業の推進を図ります。
- ⑥ 農村の持つ多面的機能の向上を図るため、植樹活動等を推進し、人と動物にすみよい環境づくりに努めます。
- ⑦ 新規就農者の就農支援を充実させるとともに、新規卒業者やUターンといった将来の担い手となる後継者育成に向けた支援に努めます。
- ⑧ 家畜改良や飼養管理技術向上のための支援を関係機関と連携して行います。また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の推進に努めます。
- ⑨ 飼養衛生管理基準の遵守・徹底を図り、地域農業と酪農経営に重大な影響を及ぼす家畜伝染病の予防と拡大防止に努めます。
- ⑩ 地元畜産物の6次化や商品開発を進め、生産から販売まで一貫した体制づくりを構築します。
- ⑪ 町内の各学校に提供している学校給食に、町内で生産された牛乳をはじめ、地元の畜産物を提供することで、そのおいしさや安全性を発信し、浜中酪農の魅力を引き出します。

（林 業）

- ① 浜中町森林経営計画に基づき、町有林の適切な管理を計画的に進めます。
- ② 民有林の適切な整備を進めるため、森林整備事業を支援します。
- ③ 木材の安定供給や間伐などの推進を図るため、森林整備に必要な路線の確保に努めます。
- ④ 町民が森林とふれあう場として植樹祭の推進や、森林機能と資源循環の大切さを将来にわたって子どもたちが学べる場を提供します。
- ⑤ 浜中町地域材利用推進方針に基づき、地域材の消費拡大へ向けた取組を推進します。
- ⑥ エゾシカや野鼠による森林被害防止のため、有害鳥獣の生態把握、防護柵などの設置、捕獲駆除など有害駆除対策に努めます。
- ⑦ ヒグマによる事故を未然に防ぐため、関係機関と連携し必要な対策を講じます。
- ⑧ 有害鳥獣捕獲従事者の確保のため、必要な支援を図ります。
- ⑨ 高齢化や担い手不足により減少している林業従事者の育成・確保に向け、関係機関と連携し必要な支援を図ります。
- ⑩ 林業技術の向上を図るため、高性能林業機械など、技術習得へ向けた支援を図ります。

(漁業)

- ① 昆布資源の維持増大のため、昆布藻場の岩盤清掃による藻場整備、資源量調査による資源管理や密漁の抑止などを支援します。
- ② 漁業経営の安定化・収益性向上のため、増養殖漁業の取組に対し、研究を支援します。
- ③ 漁場改善計画に基づく種苗の生産放流、環境保全による災害に強い資源増養殖漁場づくりのため、環境調査などを支援します。
- ④ 効率的な漁業経営のため、ＩＣＴやＡＩを活用した「スマート水産業」の導入を支援します。
- ⑤ 漁協組合員の減少に歯止めをかけるため、各種研修、技術や知識習得等に支援し、新規就業者誘致や後継者不足の解消、定住の促進を図ります。
- ⑥ 漁業協同組合の経営基盤の強化を図るための指導と支援を行います。
- ⑦ 昆布のＩＱ対象品目（輸入数量制限品目）の堅持を国や北海道などへ強く要望します。
- ⑧ 漁業所得保障制度や共済制度の拡充のため、国や北海道などへ強く要望します。
- ⑨ 水産物の付加価値向上を図り、販路拡大を進め、未利活用資源の有効利活用に向けた製品開発を推進します。
- ⑩ 漁業機器の更新などを資金面で支援するため、漁業近代化資金利子補給等の事業を推進します。
- ⑪ 水産物の付加価値等向上に必要な加工施設などにおける設備の更新や新技術の導入を支援します。
- ⑫ 港湾整備計画、漁港整備計画に基づき、霧多布港及び各漁港の機能保全及び機能増強による関連施設の基盤整備を推進します。
- ⑬ 魚介類鮮度保持や水産加工製品づくりによる高付加価値化に努めるとともに、地域一体となった地域ブランド化の取組を進めます。
- ⑭ 水産物の品質や安全を確保するため、検査体制の整備や水揚げから流通に至る衛生管理の高度化を推進します。
- ⑮ 産卵や稚魚等の生息場所として、水産資源の増殖に大きな役割を持つ藻場や、水質浄化等の自然環境を保全する機能を持つ干潟の保全、機能回復による生態系の維持を支援します。
- ⑯ 河川からの土砂、栄養塩などの流入を安定させ、海域における生態系を維持するため、植樹や湿原保全活動などの環境保全活動を展開します。
- ⑰ 漁業集落排水施設の機能保全により、環境保全対策を促進します。
- ⑱ 魚類の残さや漁具などの漁業系廃棄物の有効活用を推進します。また、海洋におけるプラスチックごみを減らすため、環境に配慮した素材の漁具などの導入を推進します。
- ⑲ 工業・外食産業等の連携による浜中町の特性を活かした水産物の提供、美しい景観・自然とのふれあいや漁業体験などによる交流といった、漁村の持つ多面的な機能を活かした活動を支援します。

(地場産業の振興)

- ① 地域経済活性化に向けた特産品の開発、地場産品の高付加価値化に対して支援します。
- ② 地場産品の振興を図るため、あらゆる機会を通じて販売や宣伝を行い、地場産業の振興を図ります。

(商 業)

- ① 地域住民に対応した生活密着型サービスの展開、中小企業特別融資制度、産業振興資金貸付制度などの運用に努め、中小企業の金融の円滑化と経営の近代化を支援します。
- ② 商工業の担い手確保と本町への定住促進を図るため、産業後継者就業交付金による支援を行います。
- ③ 各種イベントの開催など、地域活動と密着した商店街づくりを支援します。
- ④ 雇用の場の確保に取り組むとともに、若年者をはじめとした求職者に対する就職支援に努め、雇用の安定と創出を図ります。
- ⑤ 商工会組織の強化と活動の活性化を促進するとともに、地域事業者への指導体制を強化します。
- ⑥ 地域ブランド化を推進するため、各産業や地域が一体となった推進体制の構築及び各種イベントでの販売、PRによる効果的な情報発信と販売方法の確立などに努めます。
- ⑦ 消費者を育成するための学習機会の拡充や悪徳商法などの被害防止のための啓発、関係団体と連携を図り、消費生活の相談体制の充実に努めます。また、本町の物価動向を正確に把握し、消費生活の安定と向上を図ります。

(工業及び起業の促進)

- ① 新製品の開発や加工技術の研究、技術指導など、加工生産体制の確立をめざす団体を支援します。また、地元産品を使った特産品づくりや、魅力ある一押し商品の開発など、地域ブランド確立への支援に努めます。
- ② 加工品の安全性を確保するための技術研修、指導の強化を図ります。また、中山間活性化施設の利用促進を図り、水産物や農畜産物の試作研究、加工製造、技術研修などの拡充を図ります。
- ③ 浜中町企業振興条例等により、地域産業の振興に努めます。

(観 光)

- ① 公共施設等における情報発信機能を高め、自然景観や町並みなどに調和した主要観光施設の持続的な維持・整備を進めます。
- ② 北太平洋シーサイドラインへの誘客促進及び町内での交通基盤の整備を関係機関などと連携し進めます。
- ③ 地域資源である景観・花・産業・歴史・文化などの魅力を伝える観光ガイドの育成を図ります。
- ④ 観光関連事業者と連携し、国内外の観光客のニーズに応えるサービス提供の向上に努めます。
- ⑤ 町の魅力を伝えるパンフレット作成、外国語に対応したインターネットによる情報発信を積極的に推進します。
- ⑥ 地域の意見を取り入れ、地域に密着した特色あるイベントの開催に努めます。
- ⑦ 厚岸霧多布昆布森国定公園について、北海道及び厚岸町、釧路町並びに標茶町との連携による誘客促進に取り組みます。
- ⑧ 浜中町・釧路町・厚岸町の3町での北太平洋シーサイドラインやJR花咲線沿線を中心とした広域的な連携により、町の魅力である景観・食・体験を活かした商品開発を進め、地域への長期滞在者の増加に努めます。
- ⑨ 産業団体との連携を高め、基幹産業である酪農業・漁業に密着した体験メニューの創出に努めます。
- ⑩ 霧多布湿原センターの来館者に自然とのふれあいの場を提供し、本町の魅力を発信する施設として整備充実に努め、交流人口の増加に努めます。
- ⑪ ルパン三世を活用した観光推進の意識を町民全体で共有し、町中での見どころの充実、イベントの開催などによる観光客の増大に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	道営農道整備事業 農道整備	北海道	
	林業	林業専用道開設事業 林業専用道整備	浜中町	
	水産業	航路掘削事業 航路環境維持	浜中町	
		新川船揚場整備工事 新川導流堤機能維持	浜中町	
	(2)漁港施設	水産物供給基盤整備機能保全事業 漁港整備事業（道負担金）	北海道	
		水産流通基盤整備事業 散布漁港整備事業（道負担金）	北海道	
	(3)経営近代化施設 農業	道営草地整備事業 草地整備	北海道	
	水産業	水産多面的機能発揮対策事業 藻場・干潟保全活動（負担金事業）	活動組織	
		漁港漁場整備 漁場基盤整備	北海道	
	(4)地場産業の振興 生産施設	生産施設改修事業 種苗センター改修	活動組織	
	(9)観光又はレクリ エーション	国定公園案内看板整備事業 国定公園案内看板設置	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農業経営技術研修受入事業 (内 容) 新規就農研修生受入農場補助 (必要性) 農家戸数が年々減少していることから、先進経営農家や町就農者研修牧場で新規就農を志す酪農研修生の受入れに対し補助する。 (効 果) 研修先を確保することで、次代を担う若い入植候補者の確 農業後継者就業交付金事業 (内 容) 農業後継者就業交付金 (必要性) 農業の担い手となる後継者を確保するため、後継となる者へ支援を行う。 (効 果) 産業後継希望者に補助を行うことで後継者の確保が期待できる。 浜中町農業後継者対策推進事業補助 (内 容) 浜中町農業後継者対策推進協議会補助 (必要性) 晩婚化や未婚者が増えるなか農業従事者の結婚を支援する。 (効 果) 安定的な後継者の確保が期待できる。 新規就農者誘致事業 (内 容) 新規就農誘致条例奨励金及び新規就農者誘致促進事業 (必要性) 新たに酪農業を営み、本町の産業振興に寄与する者に対して奨励金やその他援助を行い着業しやすい環境を整える。さらに、本町の酪農に興味のある人材を発掘し、都市圏からの新規就農者誘致を促進する。 (効 果) 新規就農者の誘致促進が期待できる。	浜中町 浜中町 浜中町 浜中町	

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
		漁業後継者育成対策事業 (内 容) 漁業後継者技術取得等各種費用補助 (必要性) 後継者育成のため着業等に必要な技術取得等の各種費用の補助を行い、負担軽減を行う。 (効 果) 負担軽減により、後継者の技術等の向上が期待できる。	浜中町	
		漁業後継者就業交付金事業 (内 容) 漁業後継者就業交付金 (必要性) 漁業の担い手となる後継者を確保するため、後継となる者へ支援を行う。 (効 果) 産業後継希望者に補助を行うことで後継者の確保が期待できる。	浜中町	
	商工業・6次産業化	キャッシュレスシステム運用助成事業 (内 容) キャッシュレスシステムポイント還元事業補助 (必要性) 町内における商業活性化策として、町商工会が実施する電子マネー事業に補助を行い、町外への消費購買流出の防止と地元消費の拡大を図る。 (効 果) 地域経済の活性化が期待できる。	浜中町	
		商工業後継者就業交付金事業 (内 容) 商工業後継者就業交付金 (必要性) 商工業の担い手となる後継者を確保するため、後継となる者へ支援を行う。 (効 果) 産業後継希望者に補助を行うことで後継者の確保が期待できる。	浜中町	
	観光	浜中町観光協会補助事業 (内 容) 浜中町観光協会補助 (必要性) 観光振興や地域経済の活性化を図る必要がある。 (効 果) 地域の魅力や特色ある観光メニューの開発などが期待できる。	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		地域振興補助事業 (内 容) やちぼうず木道改修 (必要性) 霧多布湿原を観察できる木道の老朽化のため、改修を行う団体に補助する。 (効 果) 改修を行うことにより安全な観光ができるようになる。	浜中町	
		モンキー・パンチ&ルパン三世de地域活性化プロジェクト運営費補助事業 (内 容) モンキー・パンチ&ルパン三世de地域活性化プロジェクト運営補助 (必要性) 本町の知名度向上と地域活性化を図るため本町出身の漫画家故モンキー・パンチ氏の作品「ルパン三世」を活用し、観光振興を推進する。 (効 果) 国内外からの観光客の誘客促進と地域活性化が期待できる。	浜中町	
	(11)その他	霧多布港国直轄港湾整備事業 港湾施設機能維持(防潮堤、船揚場等)	浜中町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び振興すべき業種は、次のとおりとします。また、産業振興にあたっては、関係団体や周辺市町村等との連携を図ります。

産業振興促進地域	業 種	計画期間	備 考
浜中町全域	製造業、旅館業、農林水産物等 販売業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

スポーツ・レクリエーション系施設の基本的な方針

供給に関する方針～体育館やプールなど地域住民が利用する施設については、利用状況などを考慮して今後の修繕・更新を検討します。

品質に関する方針～比較的新しい建物が多いことから、予防保全による継続使用を前提として検討を進めます。

財務に関する方針～現状の維持管理に係る費用や施設使用料等の適正化を図ります。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報通信技術の進歩に伴い、世界的規模での情報通信ネットワークが構築され、経済・社会・生活などのあらゆる場面において活用され、その恩恵を享受する社会となりました。

本町では、こうした情報化社会に対応するため、全町的な光ファイバ網の整備を行っています。今後は、住民生活の利便性の向上や産業・観光・医療・教育などのあらゆる分野において、この基盤を有効活用されるよう取り組む必要があります。

地上デジタル放送については、霧多布デジタルテレビ中継局の適切な維持管理に努めるとともに、難視聴地域における共聴施設の整備を支援し、安定的な視聴環境の保持が必要です。

また、デジタルの防災行政無線や携帯電話を活用した災害情報の発信機能を整備し、災害時等の非常用連絡網として、町民の避難誘導に備えています。さらに、総合行政情報ネットワークによる行政間通信の充実も図られています。町内全戸に設置された防災行政無線を有効に活用し、幅広い情報サービスの提供を行っています。

(2) その対策

【目標値：超高速ブロードバンドの世帯カバー率 100%】

- ① 地上デジタルテレビ受信施設の適切な管理・運営に努めます。また、難視聴区域においては、共同受信施設の整備を支援します。
- ② デジタル防災行政無線を活用しながら、町民への様々な情報発信に努めます。
- ③ 全町規模の光ファイバ網を活用し、住民生活の利便性の向上や産業、観光、医療、教育など、ICTやIoT、AI等の活用を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年～令和7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等 情報化のための 施設 ブロードバンド 施設	光ファイバ網整備事業	浜中町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	地域振興補助事業 (内 容) 共聴施設整備補助 (必要性) テレビ難視聴地域の共聴施設 が老朽化しているため、改修 を行う組合等に補助する。 (効 果) 改修により安定的なテレビの 視聴が行える。	浜中町	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

(道 路)

道路・交通網は、町民の生活や生産活動を支える重要な社会基盤であり、着実な整備と維持が求められます。道東地域の中核都市である釧路市と根室市を結ぶ国道44号は、本町のほぼ中央部を横断し、農林水産品の輸送をはじめ、商工業、観光業、医療などの面で町民の生活を支える重要な道路となっています。しかし、国道44号は吹雪や冠水などで通行止めが頻発するほか、事故の多発や津波浸水区域内であるなどの課題があります。また、北海道横断自動車道の釧路市延伸や釧路港の国際バルク戦略港湾化に伴い、道央圏や釧路市への移動時間の短縮や安定的な輸送路の確保など、より一層の道路整備が望まれています。

こうしたことから、釧路・根室間においても高規格自動車道の整備促進を関係機関に要請していく必要があります。

町道や橋梁については、道路ストック総点検や橋梁長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理と整備を進める必要があります。特に町道については、300路線で総延長390.7km、改良済が289.5km、舗装率は56.8%となっており、今後も緊急性や重要性を勘案しながら、住民生活の向上や産業振興を図るための道路網の整備を計画的に進める必要があります。

(交 通)

本町の公共交通機関として、JR花咲線、都市間バス、町営バスが運行されています。

JR花咲線は、町内に茶内、浜中、姉別の3駅が設置されています。都市間バスは国道44号を通り、釧路市と根室市を結んでいます。町営バスは、令和2年度から運行を開始し、霧多布厚岸線、霧多布散布線、霧多布湿原線の3路線と予約運行型3路線の計6路線となっています。3つの交通機関はともに、高齢者の移動や高校生等の通学手段、観光客の足として利用されています。

これらは、住民生活に果たす役割が大きいため、今後も利便性の高い交通網の構築や路線の維持を図るとともに、町営バスについては計画的に車輛の整備等を行っていく必要があります。

(2) その対策

【目標値：橋梁の修繕完了カ所 5年間で5カ所】

(道 路)

- ① 道央圏、近隣市との移動時間短縮に向け、北海道横断自動車道の整備促進、主要道路としての国道整備及び幹線道路としての道道整備について関係機関に要請します。
- ② 町民の産業・生活交通道路として、町道や橋梁の整備を促進します。
- ③ 交通安全対策を勘案しながら、快適で安全な道路環境の整備に努めます。

(交 通)

- ① 町営バスの弾力的な運行により、住民の利便性を図ります。
- ② 鉄道や都市間バスの維持確保について、関係機関に要請します。

(3) 計画

事業計画（令和3年～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	単独道路整備事業 局部改良・舗装補修・改良舗装	浜中町	
	橋りょう	橋梁点検事業 橋梁点検56橋	浜中町	
		橋梁補修事業 橋梁補修	浜中町	
	(8)道路整備機械等	建設機械整備事業 建設車両等購入（除雪車等）	浜中町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	町営バス運行委託事業 (内容) 公共交通網整備 (町営バス運行委託) (必要性) 地域住民の交通手段確保のため町営バス路線を維持・確保する。 (効果) 公共交通の維持・確保を図ることができる。	浜中町	
	交通施設維持	地方バス路線維持対策事業 (内容) 地方バス路線助成 (必要性) 公共交通の利用者は減少傾向にあるが、高齢者や学生の移動手段として大きな役割を担っているため、事業者へ助成を行い、路線を維持する。 (効果) 公共交通の維持・確保を図ることができる。	浜中町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

道路の基本的な方針

供給に関する方針～社会構造の変化、経済状況、社会情勢に応じて修繕、更新を図ります。
品質に関する方針～計画的な予防保全を検討し、適切なメンテナンスサイクルを確立します。
財務に関する方針～計画的な点検や維持補修により、維持管理費の適正化及び平準化を図ります。

橋梁の基本的な方針

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の定期的な点検による状態把握、予防的な修繕及び計画的な架替えを着実に進め、長寿命化と修繕、架替えに係る費用を縮減します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

(上・下水道)

本町の水道事業は、上水道と農業用水道で供給されており、水道普及率はほぼ100%となっています。本町の水道事業の歴史としては、昭和33年度に創設され4次の拡張を経て、60年以上にわたり事業運営を遂行し、安心・安全な水道水の提供に努めてきました。しかし現在、水道施設は老朽化が進み、その多くが耐震化改修及び更新を必要としており、平成29年度に水道施設の耐震化改修及び更新計画を踏まえた「浜中町水道ビジョン」を策定し、平成30年度から事業を進めているところです。計画では、「浄水場・配水池・管路」を今後20年間で改修・更新する予定ですが、限られた財源の中で適切・効率的に事業を進める必要があります。また同時に、安定した水質を維持するため、水源である「深井戸」「三郎川（表流水）」の保全に努める必要があります。

下水道事業については、下水道汚水管渠の面整備が終了したため、今後は水洗化率の向上を図る必要があります。令和3年3月末における町内の水洗化率は、84.7%となっています。また、ストックマネジメント計画に基づく施設の延命化を行い、今後も適切な維持管理を図る必要があります。

し尿処理については、下水道処理区域ではない地域などに合併処理浄化槽の設置を進めてきました。しかし、依然として未設置の地域もあることから、今後さらにその設置に取り組んでいく必要があります。

また、老朽化が進んでいる衛生センターについては、修繕、点検などにより適切な維持管理に努めるとともに、新たな最終処分場の建設に併せ、今後の方向性を検討する必要があります。

(環境保全・環境衛生)

昨今、環境問題は、地球温暖化の進行やオゾン層の破壊、希少生物の減少、外来種の増殖に加え、海洋プラスチックゴミの増加など、地域や国境を越えて広がる人類全ての生存基盤に係わる深刻な状況をもたらしています。

そのような中、近年は、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会から、環境への負荷が少ない持続可能な「循環型社会」への転換が求められています。

本町では、徹底したゴミの分別によるリサイクルの推進などに取り組んでいるところです。

本町のゴミ処理については、ゴミを18種類に分類し、資源物は引き取り業者を通してリサイクルを行っています。可燃ゴミについては、根室市のじん芥焼却場で処理をしています。不燃ゴミについては、町一般廃棄物最終処分場で埋立処理を行っていますが、現埋立地の残容量が減っており、今後新たな最終処分場の建設に取り組む必要があります。

ゴミの不法投棄については、年間を通して数件の情報が寄せられています。そのため、不法投棄の多い場所については、看板を設置し啓発に努めています。今後、不法投棄が多い場所への監視カメラの設置を行うなど、根絶に向けた取組を促進する必要があります。

斎場については、建物や火葬炉の老朽化が進んでいることから、保守点検と修繕などにより計画的な維持管理を行う必要があります。

今後も町民一人ひとりが、環境美化への高い意識を保ち、本町の美しい自然景観を保全できるよう、環境にやさしいまちづくりを推進していきます。

(消防・救急・防災体制)

近年、全国では火災だけでなく、大雨や地震などによる大規模な自然災害が発生しています。本町でも年に数件の火災が発生しており、地震や津波などの自然災害の発生も危惧されるなど、町民の生命や財産を守る消防力向上が求められています。

消防体制については、常備消防として釧路町、厚岸町、浜中町の3町が構成する釧路東部消防組合が設立され、霧多布市街に浜中消防署が、茶内市街に茶内分遣所が置かれています。

本町ではこれまで、消防職員の技能向上や地域特性にあった消防車両や資機材の配置、地域消防団員の育成と確保に努めてきました。今後も資機材の計画的な更新や増強、消防団員の確保や装備の充実、町民の防火意識の向上などを図り、緊急時に速やかな対応ができる体制を整えておく必要があります。

救急については、事故や緊急時の高度な応急処置と搬送体制を維持し、町民の命を守るため体制の充実を図ってきました。今後も高齢者人口の増加が予想されることから、計画的な救急車両や資機材の更新と救急救命士の確保、救命率向上に向けた一般住民への応急手当の普及が必要です。

加えて、自然災害発生時には避難誘導や救命救急活動、消火活動など様々な対応が求められることから、訓練の実施や関係機関との連携など、災害対応の強化を一層進める必要があります。

(住宅・住環境整備)

住宅は、人が生活を営むための重要基盤であることから、安心・安全で快適な住環境の整備が求められます。特に本町においては、地震等の自然災害に対応できるよう、住宅の耐震化も求められます。

町営住宅については、令和2年度末現在、217戸を維持管理していますが、昭和40年代に建設し老朽化した住宅も多いことから、計画的な建替え事業や長寿命化に努めなければなりません。

民間住宅については、地震に強い住宅を確保するため、町内に存在する新耐震基準導入以前の既存建築物について、耐震改修費用の一部を補助する「浜中町既存住宅耐震改修費補助金」の利用を促進し、耐震化率の向上に努める必要があります。また、平成27年度から「安心住まいの促進事業」を実施しており、町内における新築住宅・既存住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上など、引き続き住環境整備の促進を図る必要があります。

また、人口減少や既存の住宅、建築物の老朽化、社会的ニーズの変化などに伴い、町内でも空き家等が増加しており、防災、環境、景観などの面で地域住民へ深刻な影響を及ぼしていることも問題となっています。このことから、「浜中町空き家等対策計画」に基づき、空き家等の適切な管理を推進する必要があります。

(2) その対策

【目標値：水洗化率 85%以上（令和7年度末）】

（上・下水道）

- ① 「浜中町水道ビジョン」に掲げる施設・管路更新計画を基に、水道施設の耐震化改修及び更新事業を進めます。
- ② 水源である「深井戸」「三郎川（表流水）」の水質維持に努めます。
- ③ 地域ごとに整備されている処理場やポンプ場の適切な維持管理に努めます。
- ④ 自然環境を守るため、下水道集合処理が難しい地域については、引き続き合併処理浄化槽の普及促進を図ります。
- ⑤ 衛生センターなどでの適切なし尿処理などにより、環境保全を図ります。

（環境保全・環境衛生）

- ① ごみ排出量の減量化を図るため、ごみ分別ポスター、ごみ分別ガイドブックなどにより、各家庭における分別の徹底を促進します。
- ② 資源物としての家庭ごみの分別によるリサイクルの徹底を図るとともに、資源物リサイクル活動奨励交付金により、自治会の資源物リサイクル活動を推進していきます。
- ③ 新たな町一般廃棄物処分場の建設については、建設地の検討、構想案の作成などを行います。
- ④ 春と秋の一斉清掃や湿原クリーン作戦を継続し、町内の環境美化を図るとともに、不法投棄防止に向けた意識の向上を図ります。
- ⑤ ゴミの不法投棄やポイ捨てなどについて、パトロールや監視カメラの設置による防止対策を講じるとともに、指導体制の強化に努めます。
- ⑥ 斎場については、火葬場、火葬炉の適切な維持管理、施設内の利便性の向上に努めます。

（消防・救急・防災体制）

- ① 消防職員及び消防団員の育成と確保に努め、体制の強化を図ります。
- ② 消防車両や救助資機材、通信指令施設などの計画的な更新を行うとともに、必要に応じて設備の増強も検討を行います。
- ③ 幼年消防クラブの活動や歳末警戒などを継続して実施するほか、火災予防の啓発などにより町民の防火意識の向上を図ります。
- ④ 救急車などの救急資機材の更新を図るとともに、救急救命士を安定的に確保し、救急体制の充実を図ります。
- ⑥ 救命講習を実施し、AEDの使用方法や心配蘇生法普及などによる、救命意識の向上を図ります。
- ⑦ 平時から浜中診療所や近隣の医療機関と連携し、自然災害時における救急体制の強化を図ります。

（住宅・住環境整備）

- ① 居住環境の向上を図るため、老朽化した町営住宅の計画的な建替えや修繕を行います。
- ② 高齢者や障がい者が安心して居住できるよう、手すりの設置や段差の少ないユニバーサルデザインを取り入れた町営住宅の建設に努めます。
- ③ 長期的な活用を図るべき町営住宅については、耐久性の向上、躯体への影響の低減、維持管理の容易性などの観点から、予防保全的な改善を図ります。
- ④ 町内に存在する新耐震基準導入以前の既存建築物について、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進します。
- ⑤ 町内における新築住宅・既存住宅の安全性、耐久性及び居住性の向上を目指して、住環境整備の促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年～令和7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道ストックマネジメント改築・修繕 計画 施設・設備更新	浜中町	
	その他	合併処理浄化槽設置補助事業 合併処理浄化槽設置費補助	浜中町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃収集車両等整備事業 じん芥収集車更新	浜中町	
		ごみ焼却施設整備事業 根室市ごみ焼却施設整備	根室市	
	し尿処理施設	衛生センター改修事業 施設改修工事	浜中町	
	(4)火葬場	斎場改修事業 火葬炉改修工事、施設長寿命化整備工 事	浜中町	
	(5)消防施設	指令台設置事業 指令台設置	釧路東部 消防組合	
		指令車購入事業 指令車更新	釧路東部 消防組合	
		潜水資機材購入事業 潜水資機材更新	釧路東部 消防組合	
		高規格救急自動車購入事業 高規格救急自動車更新	釧路東部 消防組合	
		消防ポンプ自動車購入事業 消防ポンプ自動車更新	釧路東部 消防組合	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 生活	浜中町安心住まいる促進事業助成金 (内 容) 民間住宅新築・改修費補助 (必要性) 過疎化が進む中、住み続けら れる快適な環境を維持するた めの住環境の整備に補助す る。 (効 果) 補助を行うことで新築・改修 が増え、生活環境の向上と定 住の推進が図られる。	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	環境	地域振興補助事業 (内 容) 街灯整備等 (必要性) 地域活性化のため地域の自主的なまちづくりに対して支援する。 (効 果) 地域課題を解決し、生活環境の向上が期待される。	浜中町	
		資源物リサイクル活動奨励補助事業 (内 容) 資源物リサイクル活動奨励交付金 (必要性) 環境美化のため、各地域の資源リサイクル活動に対し支援する。 (効 果) 支援により地域の環境美化が期待できる。	浜中町	
	危険施設撤去	不良空家等除却補助事業 (内 容) 不良空家等除却費補助 (必要性) 過疎化により不良空家が増加しており、補助を行うことで除却を促進する。 (効 果) 不良空家を減らすことにより安全な生活環境を維持することができる。	浜中町	
	防災・防犯	津波防災ステーション事業 (内 容) 津波防災ステーション維持管理 (必要性) 太平洋に面した本町では津波による災害から町を守る。 (効 果) 津波災害対策を行うことにより安心・安全なまちづくりを進めることができる。	浜中町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

下水道施設の基本的な方針

供給に関する方針～町民にとって不可欠な施設であるが、人口減少等の社会構造の変化に対応しながら、今後の修繕・更新の検討をしていきます。

品質に関する方針～定期点検により、適切な維持管理を行います。

財務に関する方針～更新費用の削減・平準化を図り、中長期的な維持管理を推進します。

その他の施設の基本的な方針

供給に関する方針～今後の利用状況を踏まえ、改修、更新を検討します。

利用者ニーズに対応した住環境を提供するため、空き家の更新・除却等を検討します。

品質に関する方針～築35年を過ぎた建物については、大規模改修の検討とともに、利用状況を踏まえて更新を検討します。

財務に関する方針～現状の維持管理・修繕に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

供給処理施設の基本的な方針

供給に関する方針～人口減少等の社会構造の変化に対応しながら、今後の修繕・更新の検討をし、更新については周辺自治体との連携も視野に入れて検討します。

品質に関する方針～比較的新しい建物は町民防災の観点から、予防保全による継続使用を前提として検討を進めます。

財務に関する方針～現状の維持管理・修繕に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

公営住宅の基本的な方針

浜中町公営住宅等長寿命化計画に基づき適切な供給量を確保するとともに、適切な維持管理により長寿命化を図ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

(地域福祉)

本町は、高齢者人口の急速な増加と出生児数の減少による少子高齢化や、個人の価値観の多様化、核家族化の進行などの様々な要因により、私たちを取り巻く地域社会の状況は大きく変化しています。また、地域住民同士のつながりの希薄化や相互扶助機能の低下など、近所付き合いをはじめとしたコミュニティ活動が少しずつ停滞している地域も見受けられます。しかし、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者の増加によって、地域福祉の果たす役割は一層重要なものになってきています。

この地域福祉ニーズの複雑化・多様化に対応するためには、公的サービスの充実だけではなく、地域住民・関係団体などが一体となり、「自助」「共助」「公助」の考えのもと、互いに連動しながらそれぞれの役割を担うことがこれまで以上に必要不可欠となります。そして、住み慣れた地域や家庭の中で、全ての町民がゆとりや潤い、生きがいを感じながら、健やかに安心して暮らせる福祉活動を推進することによって、はじめて「地域共生社会」を実現することが可能となります。

今後も高齢者や障がい者をはじめ、全ての町民が地域社会の中で自立した生活を営み、積極的に社会参加していくにあたって必要となる社会資本への投資や生活環境の整備が必要です。

さらには、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会、民生児童委員協議会の活動も年々重要度が増してきており、それをフォローアップする支援体制の充実や、自治会・町内会、福祉団体やボランティア組織を育成し、地域福祉のネットワークづくりと町民の福祉意識の高揚を図っていく必要があります。

(高齢者福祉)

わが国の人口減少や少子高齢化社会は今後もさらに進行し、医療や介護の需要が確実に増えることが見込まれており、本町も同様です。本町の高齢者人口は、平成18年より後期高齢者が前期高齢者を上回り、令和2年3月末の高齢化率は33.5%となっています。また、介護認定者数は平成27年をピークにやや減少傾向となっており、同じく令和2年3月末で258人、認定率14.0%と、介護保険制度の開始以来、他市町村と比較して低い値で経過しています。

この要因としては、昔ながらの地域のつながりや助け合いが機能していること、さらには一次産業が主産業の本町において、就労に携わっている元気な高齢者が多いことが影響していると考えられます。しかし、介護人材やサービスが不足している一方で高齢者人口が増加し、認知症高齢者の増加が予測されています。これにより介護が必要な状況になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる体制づくりが課題となっています。

本町は「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険計画」を令和3年3月に策定し、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進、円滑な実施を目指した数々の取組を進めてきました。

介護予防の取組として、運動機能向上を目的とした「ハツラツ倶楽部わっはっは」、外出機会が少なく体力の衰えが気になる方を対象とした「ほのぼのくらぶ」を開催し、平均寿命の伸長に伴う自分に合った生活機能の維持・向上を図る事業を行っています。また、介護保険サービスだけではなく、軽微な生活支援サービスや外出支援サービスを提供するとともに、平成28年度より隔年で介護初任者研修を町内で開催するなど、介護人材の確保に取り組んでいます。さらに、平成30年度からは配食サービスによる高齢者の見守りも開始しています。

今後は、限られた医療・介護資源を有効活用する中で、地域の特性に応じたサービス提供が求められており、住まい・医療・介護・予防・生活支援を総合的に行う「地域包括ケアシステム」を推進する必要があります。さらに、本町には特別養護老人ホームと認知症を対象としたグループホームがありますが、どちらにも該当しない介護支援者に対応する施設を町外に依存している状況にあることから、在宅での生活が困難な高齢者に対する施設サービスなどが求められています。

今後も計画に基づき、介護サービス事業の内容把握や関係機関と連携を図りつつ、介護給付費について受給者本人への通知や統計的な分析などを行うことにより、幅広い視点から介護保険事業の適正化を推進していく必要があります。

(障がい者（児）福祉)

本町において令和２年３月末現在、各障がいに係る手帳を所持している町民は、身体障害者手帳２８２人、療育手帳６９人、精神障害者福祉保健手帳１６人で、人口５，６４３人に対しそれぞれ５．０％、１．２２％、０．２８％となっており、特に近年は療育手帳所持者が増加しています。また、障がいの重度化や障がい者の高齢化がより顕著になっています。

このような状況の中、障がい福祉については、平成２４年には「障害者虐待防止法」の施行、平成２５年には「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の定義に難病が追加、さらに平成２８年には「障害者差別解消法」が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では、障がい者福祉に関する現状や課題などの検討を行い、「第３期障がい者計画」を平成３０年３月に、「第６期障がい者福祉計画」及び「第２期障がい児福祉計画」を令和３年３月に策定し、障がい者への理解を深め、権利擁護や差別解消、虐待防止を図る取組に努めてきました。また、発達の遅れあるいは障がいのある児童とその家族が、身近な地域で専門的かつ適切な助言が得られるよう、子ども発達支援センターの設置や専門機関の専門職による巡回相談、各保育所及び学校を巡回する事業などを実施しています。さらに、旧榑町小学校を「浜中町地域活動支援センター・子ども発達支援センター」に改修し、平成３０年度より移転供用を開始しました。児童発達支援センターについては、指定通所施設などに通園している児童数は年々増加していることから、早期に専門的な支援につなげられるよう、令和３年度から受入体制を拡充しています。今後は、この地域活動支援センターにおける就労部門の事業所化や「心のバリアフリー化」を推進するため、障がいのある人もない人も分け隔てなく関わる共生型事業の普及など、障がい者施策の総合的な推進を図る必要があります。

今後も障がい者の社会参加を促進していくとともに、住み慣れた地域で安心して、いきいきと自立した生活を送ることができるよう、地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。

(子育て支援・児童福祉)

全国的に人口減少が進行する中で、子育て支援は喫緊の課題となっています。また、子どもを取り巻く環境も大きく変化し、様々な問題も抱えています。

本町では、多種多様な子育て相談に対応し、きめ細かな育児サポートの充実を図るため、平成２９年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施し、安心して妊娠、出産、育児ができる環境づくりに努めています。また、妊産婦健康診査の一部助成や妊産婦健康診査等通院支援事業を行い、妊産婦や子育て家庭の経済的な負担軽減を図っています。

今後も子どもたちの健やかな成長を支援するために、保健、医療、福祉、教育機関が一体となり、多面的な子育て支援施策が必要です。

また近年、全国的に医療費が高騰する中、本町においては「子ども医療費助成」制度を創設し、平成１９年度からは助成対象年齢を中学校卒業まで拡大し、非課税世帯であれば初診時一部負担金のみで医療機関を受診できるよう支援してきました。平成２２年１０月からは窓口負担の完全無料化、平成２８年度からは、高校生世代まで対象年齢の引き上げを実施しています。

保育所は認可保育所２カ所、へき地保育所３カ所で多様な需要に対応した保育サービスを行うとともに、霧多布・茶内保育所では一時預かり保育事業を実施し、保護者の負担軽減を図っています。また、町内２カ所に子育て支援センターを開設し、未入所児童の保護者同士の交流の場の提供や育児相談及び子育ての情報提供に努めております。

近年急増する児童虐待については、直接的な身体的虐待以外にもネグレクト（育児放棄）や、精神的虐待など事案が複雑化しており、児童相談所への相談件数も増加の一途をたどっています。

本町では、民生児童委員や主任児童委員、関係機関との連携による「要保護児童対策協議会」の開催を通じて、児童の安全確保に努めており、今後も子どもたちの命を守ることを第一に、虐待通報時の安全確認の徹底や事案に応じた子どものアフターケア、さらには未然防止のための広報活動や子育て相談支援体制の充実を図っていかなければなりません。また、放課後児童の健全育成活動の充実、子育てサークルへの独自支援などを図る必要があります。

(健康づくり)

少子高齢社会の進展がますます加速する中、互いに助け合いながらいきいきと暮らしていくために、町民一人ひとりが生活の質を高め、健康寿命を延ばすことが一層求められています。しかし、生活様式や食生活の変化、ストレスの増加などにより、健康阻害要因が多様化している状況です。

本町は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目標に、「浜中町健康増進計画」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題を捉え、課題ごとの重点目標を定めて個人や家族、行政、関係機関が協働して健康づくりに取り組んでいます。これからも、生活習慣病の発症及び重症化の予防やそれぞれのライフステージにおける心身の健康の維持や向上など、健康づくりの推進を図っていくことが重要です。

また、感染症予防対策としての予防接種については、各種健診や相談時に予防接種の必要性を説明し、適切な時期に受けてもらうよう努めています。今後も、感染のおそれがある疾病の知識の普及や各種予防接種を行うことによる感染症への予防意識の向上を図る必要があります。さらに、感染症の流行に対しては速やかに町民に周知し、町内での蔓延防止に全力で取り組む必要があります。

(2) その対策

【目標値：出生数 5年間で200人（年間40人）】

(地域福祉)

- ① 社会福祉協議会や民生児童委員協議会、自治会・町内会、ボランティア団体と連携し、各種福祉制度の普及促進に努めます。
- ② 地域福祉に関わる各種関係団体の活動支援に努め、地域福祉活動の一層の充実を図ります。
- ③ 災害時など、地域住民が必要に応じて福祉活動に関わるための講座開設などに努めます。
- ④ 浜中町地域活動支援センターを「共生型地域福祉拠点」に位置づけし、障がい者や高齢者との交流を推進し、福祉意識の醸成に努めます。また、共生型事業の継続実施や共生型サロンの定期開催を推進します。
- ⑤ 高齢者や障がい者（児）に配慮した公共施設の整備に努めます。

(高齢者福祉)

- ① より良い生活習慣への取組に向けて、健康教室や広報による啓発活動を推進します。
- ② 介護予防教室の展開や地域で必要な支援が受けられるよう、サービスの充実を図ります。
- ③ 認知症サポーターの養成講座や関係機関との連携により、認知症への理解を深め、介護者の負担軽減に向けて支援体制の充実を図ります。
- ④ 高齢者への日常生活用具の貸し出し、T字ステッキの交付など、各種助成事業の充実に努めます。
- ⑤ 居宅サービスなどを安定的に供給するための体制づくりを推進します。
- ⑥ 介護給付費適正化事業に取り組み、適正なサービス事業所への指導、監督に努めます。
- ⑦ ケアマネージャーの訪問、広報誌やホームページの活用により、介護保険事業の周知啓発に努めます。
- ⑧ 高齢者が各種交流を通じ、地域でいきいきと生活できるよう、老人クラブなどの運営を支援します。
- ⑨ 高齢者のいきいきとくつろぎを生み出す「共生型サロン」の定期的な開催を行います。
- ⑩ 高齢者（高齢者事業団）が企画した軽作業に積極的に支援し、組織の安定化に向け支援します。

(障がい者（児）福祉)

- ① 発達の遅れや障がいの疑いのある児童とその保護者などの相談を受け入れるとともに、早期療育体制の充実に努めます。
- ② 障がい者が安心して生きがいのある生活を送れるよう、在宅支援用の各種制度や居宅介護支援など、訪問サービスの充実に努めます。また、子ども発達支援センターの機能の充実に努めます。
- ③ 相談支援体制の機能強化を図り、障がいのある人やその家族のニーズに対応できる体制の整備に努めます。
- ④ 障がい者が勤労意欲を持つことができるよう、個人の労力に応じた雇用のを確保し、働きやすい環境づくりを進めます。また、浜中町地域活動支援センターの就労部門を早期に就労継続支援事業所に移行するなど、共同で作業できる場を構築します。
- ⑤ 障がい者の社会参加や健康増進を目的として、文化的活動、スポーツやレクリエーションに親しめる共生型事業の継続実施と、生きがいとくつろぎを生み出す共生型サロンの定期的な開催を行います。

(子育て支援・児童福祉)

- ① 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。
- ② 高校生世代までの子ども医療費助成などの事業を展開し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。
- ③ 一時預かり保育の実施や給食の提供、保育料の一部助成などを行うなど、働きながら子育てできる、利用しやすい保育所を目指します。
- ④ 保育所施設の適切な管理に努め、計画的な改修や更新を図り、保育環境の充実を図ります。
- ⑤ 子育て支援センターでの親子の交流の場の提供、育児の相談・援助、情報の提供など、育児サポートの充実に努めます。
- ⑥ 各種相談機関などと連携協力を深め、予防啓発活動や相談支援、訪問による育児支援強化を図り、児童虐待の予防や早期発見・早期対応に努めます。
- ⑦ 「子どもの居場所」の確保や「親のいきい場」の設置について、使用されていない公共施設の利活用を含め検討します。
- ⑧ 「放課後児童クラブ」の充実を図り、児童の安全対策を含め、より利用しやすい環境の整備に努めます。

(健康づくり)

- ① 関係機関と連携し、各種健（検）診及び特定保健指導の内容充実を図るとともに、疾患の早期発見による重症化予防に取り組みます。
- ② 栄養相談・教室での食の情報提供により、健康的な食生活の普及を図ります。
- ③ 歯科相談・教室、歯周疾患検診・相談の実施により、歯科・歯周疾患予防の知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。
- ④ すべての妊産婦及び乳幼児の健康状態を妊産婦・乳幼児健診や相談を通して把握し、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、学校保健と連携し、就学以降の子どもの健康づくりに取り組みます。
- ⑤ 町民の心の健康を目的とした各種精神保健事業を推進するとともに、自殺対策においては、「浜中町自殺対策推進計画」による各種施策を展開し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。
- ⑥ 感染の恐れがある疾病の知識を普及するとともに、発生、蔓延及び重症化を予防するため各種予防接種を行うことにより、健康増進を図ります。
- ⑦ 感染症の流行に対しては速やかに町民に周知し、町内の蔓延防止に努めます。
- ⑧ 「浜中町健康増進計画」による総合的な事業の展開に努めます。
- ⑨ 広報や健康相談などにより健康に関する正しい知識の普及や健康づくりの意識の高揚を図ります。
- ⑩ 各種健康教室の充実と啓発事業を実施し、総合的な健康づくりを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	散布へき地保育所改修事業 散布へき地保育所改修工事 霧多布保育所改築工事 霧多布保育所改築工事	浜中町 浜中町	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	子ども発達支援事業 (内 容) 児童発達支援サービス等運営 費補助 (必要性) 発達の遅れや障がいの疑いがある児童とその保護者などの相談を受けるため浜中町子ども発達支援センターの機能強化や早期療育の実施を行う。 (効 果) 子ども発達支援の充実を図ることができる。	浜中町	
		保育料助成事業 (内 容) 保育料補助 (必要性) 子育ての負担軽減に向け、保育所における保育に要する費用を負担した保護者に対しその費用の一部を助成する。 (効 果) 負担軽減を図り、子育て世帯の福祉向上に寄与する。	浜中町	
		保育所等給食費助成事業 (内 容) 保育施設副食費補助 (必要性) 子育て支援のため給食費を負担する保育施設等通所する子どもの保護者に対する給食費相当額を助成する。 (効 果) 負担の軽減と公平性を確保するとともに子育て支援の充実が図られる。	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		保育所給食事業 (内 容) 保育所給食事業 (必要性) 保育サービス充実のため、保育所へ給食を提供する。 (効 果) 町内の保育所を利用する全ての子どもに安心・安全な食育環境を提供できる。	浜中町	
		子どもインフルエンザ予防接種事業 (内 容) 子どもインフルエンザ予防接種費補助 (必要性) インフルエンザの感染とまん延を予防するため、1歳から18歳までの子どもに係る予防接種費用を補助する。 (効 果) 公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	浜中町	
		放課後児童クラブ事業 (内 容) 霧多布放課後児童クラブ・茶内放課後児童クラブの開設 (必要性) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童（放課後児童）に対し、放課後児童クラブを開設して適切な遊び及び生活の場を提供する。 (効 果) 放課後児童の健全な育成を図ることができる。	浜中町	
	高齢者・障害者福祉	高齢者在宅生活支援事業 (内 容) 紙おむつ購入助成 (必要性) 高齢者の在宅生活を支援するため、身体の障がいや疾病等で日常的に紙おむつを使用する65歳以上の高齢者に対し、紙おむつ等の購入費の一部助成する。 (効 果) 該当世帯の負担軽減と高齢者の健康と福祉の増進が図られる。	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	健康づくり	敬老バス等利用料助成事業 (内 容) 敬老バス等利用料助成 (必要性) 高齢者の社会参加と健康増進を図るとともに生きがいのある生活を援助するため、70歳以上の高齢者を対象に、地域公共交通機関の回数券やふれあい交流保養センターの入浴券を助成する。 (効 果) 高齢者の健康と福祉の増進を図られる。	浜中町	
		特定疾患及び保護者の交通費助成事業 (内 容) 通院費助成 (必要性) 特定疾患等のため治療を必要とする者及び保護者の福祉向上のため、通院費の一部を助成する。 (効 果) 特定疾患等患者の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	浜中町	
		各種予防接種事業 (内 容) 各種予防接種費補助 (必要性) 感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種費用を補助する。 (効 果) 公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	浜中町	
	その他	がん検診等委託事業 (内 容) 検診委託 (必要性) 地域住民の病気の早期発見と生活習慣病の予防・改善のため、各種がん検診を委託により実施する。 (効 果) 町費による負担を行うことにより、受診者の負担軽減と受診率の向上を図る。	浜中町	
		結婚祝金支給事業 (内 容) 結婚祝金支給 (必要性) 人口減少対策を図るため、本町において婚姻した夫婦に対して祝金を支給する。 (効 果) 本町への定住促進を図る。	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		結婚新生活支援事業 (内 容) 結婚新生活諸費用補助 (必要性) 少子化対策を図るため、本町において婚姻した低所得世帯の新生活に係る費用の一部を補助する。 (効 果) 結婚新生活を支援することにより少子化対策を図る。	浜中町	
		出産祝金支給事業 (内 容) 出産祝金支給 (必要性) 本町における新生児の出産に対して祝金を支給する。 (効 果) 本町への定住の促進と将来を担う新生児の健全育成と福祉の増進を図る。	浜中町	
		浜中町福祉灯油購入助成事業 (内 容) 福祉灯油購入助成 (必要性) 老人世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得者世帯の自立した日常生活を支援するため冬期間の暖房費の一部を助成する。 (効 果) 当該世帯の負担軽減を図り、自立した日常生活・社会生活の促進が図られる。	浜中町	
		低所得者等世帯生活支援事業 (内 容) 低所得者生活支援金支給 (必要性) 老人世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得者世帯及び生活保護世帯の日常生活を支援するため、生活支援金を助成する。 (効 果) 当該世帯の負担軽減を図り、安定した社会生活が図られる。	浜中町	
		子ども医療費助成事業 (内 容) 医療費補助 (必要性) 安心して子育てができる環境整備のため、高校3年生世代までの医療費を全額助成する。 (効 果) 子ども保健の推進と子育て世帯の負担軽減が図られる。	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		ひとり親家庭等医療費助成事業 (内 容) 医療費補助 (必要性) ひとり親家庭で安心して子育てができる環境整備のため、 子どもの医療費を保護者に助成する。 (効 果) 子どもの保健の推進とひとり親家庭の負担軽減が図られる。	浜中町	
		重度心身障がい者医療費助成事業 (内 容) 医療費補助 (必要性) 重度心身障がい者が安心して医療を受けられるよう、その医療費を助成する。 (効 果) 重度心身障がい者の保健の推進と世帯の負担軽減が図られる。	浜中町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

子育て支援施設の基本的な方針

供給に関する方針～改修・更新を検討するにあたっては、少子化に伴う園児数などを適切に踏まえた規模とします。

品質に関する方針～定期点検を実施し、劣化状況に合わせて修繕・改修を実施します。

財務に関する方針～現状の維持管理に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

(医療対策)

本町は、町立浜中診療所、町立歯科診療所2カ所（浜中・茶内）において受診体制を確保し、地域医療を担っています。しかし、医療ニーズの多様化などから、多くの町民が設備の整った町外の医療機関を利用する傾向にあります。

町立浜中診療所においては、常勤医1名体制で診療を行っており、時間外診療や夜間・休日などの救急対応も派遣医師の派遣期間での対応に限られるほか、乳幼児や内科以外の急患の受入れができないなどの問題を抱えています。

このため、2016年度より厚岸町と協定を結び、町立厚岸病院への時間外、夜間・休日の急患の受入れ対応をお願いしています。

町立浜中歯科診療所においては、常勤医が不在のため、町立茶内歯科診療所等からの出張診療による週3日の診療となっており、歯科医師の確保が必要となっています。また、両歯科診療所とも施設や設備の老朽化が進んでおり、定期的な点検や計画的な整備が必要となっています。

人口減少、少子高齢化が進む中、全国的に医師不足が深刻な問題となっており、医師や看護師などの医療従事者の確保に向け、北海道や大学、医師会などの関係団体や市町村が一体となった取組を展開し、必要人数を上回る医師が確保できると予想されている大都市圏からの医師を配分するなど、国の施策が急務となっています。

生涯にわたりみんなが安心して医療が受けられるよう、予防医療や在宅医療などの医療サービスの提供と初期医療を担う町立浜中診療所の医療体制の充実を図るとともに、近隣の医療機関や消防署との連携を強化し、専門医の派遣や救急医療体制を構築する必要があります。

(2) その対策

【目標値：浜中診療所の外来患者率 30%以上（令和7年度末）】

(医療対策)

- ① 町立診療所及び歯科診療所の施設・設備（医療機器等）を計画的に整備し、機能維持に努めます。
- ② 保健・医療・福祉が連携し、健康づくりと生活習慣病などの重症化予防に努めます。
- ③ 内科以外の専門医派遣などによる地域医療の充実に努めます。
- ④ 近隣の医療機関との連携を強化し、広域医療体制の構築に努めます。
- ⑤ 他の医療機関や消防署との連携を図り、救急医療体制の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	浜中診療所施設整備事業 施設補修・改修	浜中町	
	その他	医療器具整備事業 医療機器等更新	浜中町	
		医師住宅整備事業 医師住宅整備工事	浜中町	
	(2)特別診療科に係 る診療施設 診療所	町立歯科診療所事業 施設整備補修	浜中町	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	医師派遣事業 (内 容) 浜中診療所への医師派遣 (必要性) 浜中診療所は、医師が1名体制であることから、北海道大学第二内科から診療充実のため外部からの医師派遣を受ける。 (効 果) 医師2名体制での医療を行うことで、地域医療の確保と充実が図られる。	浜中町	
		釧根広域医療体制負担金事業 (内 容) 釧根広域緊急医療等確保負担金 (必要性) 釧路・根室管内における入院治療を必要とする重度救急患者の広域医療を円滑に行うために、釧路医師会へ公費負担を行う。 (効 果) 町民の健康維持と地域医療の充実を図る。	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		厚岸浜中広域救急医療体制負担金事業 (内 容) 厚岸浜中広域救急医療体制負担金 (必要性) 厚岸郡地域における24時間体制の一次救急医療を確保するため、厚岸町に対し公費負担を行う。 (効 果) 町民の健康維持と地域医療の充実を図る。 電話健康医療相談委託事業 (内 容) 電話健康医療相談委託 (必要性) 町民が各分野の専門医師やヘルスカウンセラーから適切な助言を得るため24時間年中無休の電話相談窓口「浜中町健康・医療相談ダイヤル24」を設置・委託する。 (効 果) 町民の健康保持増進や健康・医療に関する不安や悩みの解消が図られる。	浜中町 浜中町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

医療施設の基本的な方針

供給に関する方針～町民の健康を守るうえで必要不可欠な施設であることから、今後も機能の維持・充実を図ります。

品質に関する方針～町民の健康を守るうえで必要不可欠な施設であることから、予防保全による継続使用を前提として検討を進めます。

財務に関する方針～現状の維持管理・修繕に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

(学校教育)

令和3年4月1日現在、本町の児童生徒数は小学校236人(4校)、中学校122人(4校)、町立高等学校68人(1校)で、10年前と比べ小学校で151人の減、中学校で49人の減、高等学校で26人の減となっており、今後も児童生徒の減少が見込まれています。

学校・家庭・地域が連携・協働する中で、子どもの健全育成に向けた取組を実施していくことが必要とされ、国では「地域とともにある学校づくり」を推進しており、本町は、令和元年度に全ての校区で「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」を設置しました。また、学校の情報発信の場として、平成30年10月より町ホームページ内に「学校ホームページ」を開設し、学校の情報を広く発信しています。

令和元年度からは、小・中・高等学校の校種間連携事業のほか、保・小連携事業を実施しており、保育士及び教職員が子どもの実態を理解し互いに共有することで、各校種間の円滑な接続と保育及び教育活動の一層の充実を図っています。

I C T教育の環境整備では、古くなったL A N環境とパソコンの更新を行なっていますが、国による「教育I C T推進のための三省におけるアクション」において、クラウド化が推奨されているなど、パソコン等を更新するだけではなく、専門的知識などを用いて、I C T教育の環境整備が必要となっています。

新学習指導要領において、情報活用能力の育成や道徳の教科化、さらに小学校ではプログラミング教育の必修化や外国語の教科化が新たに行われ、「主体的・対話的で深い学び」の実現による児童生徒の資質・能力の育成が求められています。そのためには教職員の学習指導や生徒指導などの資質の向上が必要となり、研修を行なうほか、教職員の働き方を見直し、児童生徒と向き合う時間を確保することで、学習指導や生徒指導などの資質の向上につながる取組が必要となります。

学校の校舎・屋体については、霧多布小学校の屋体を除き築20年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。すべての学校施設で耐震化は図られていますが、今後は老朽化に対応すべく必要な改修工事を実施し、施設の長寿命化を図る必要があります。閉校施設の一部は地域の集会施設やN P O団体等の事務所などに活用されています。未利用施設は老朽化により使用困難な施設もあることから解体も含め、今後の方向性を引き続き検討します。教員住宅についても校舎・屋体同様、老朽化に対応すべく改修工事を実施し整備を図る必要があります。

小・中学校の適正配置に関する基本方針により、今後は将来の人口減少などを勘案しながら児童生徒の無限の可能性を尊重し、地域の理解と協力を得て学校配置の適正化を検討する必要があります。

スクールバスについては、適切な路線設定による効率的な運行により、児童生徒の登下校の負担軽減を図ってきました。今後も効率的な運行を実施するとともに、計画的な車両の更新により遠距離通学する児童生徒の通学手段の確保に努めます。

各学校において地震や大津波などの災害を想定した訓練を実施するなど、その実態に応じた防災体制が考えられています。今後も家庭や地域、関係機関と連携しながら、登下校時などの安全対策、安全管理を行うことが重要となります。

学校給食については、町立高等学校への給食の提供、さらには、令和3年度から給食無償化により保護者の負担軽減を図るとともに、児童生徒の食育の定着を図っていきます。

(社会教育)

人口減少や少子高齢化、情報通信技術の発展など社会環境が変化し、求められる社会的ニーズが多様化しています。

また、近年は共働き世帯が増え、核家族化が進むことで家族で触れ合う機会が減少しているほか、地域コミュニティの機能が低下し、人と人とのつながりが希薄化してきています。

こうした中、多様な学習活動を通じて、町民一人ひとりが必要な知識・技術を身につけ、地域の課題解決に向けて主体的に取り組むことが求められています。

家庭・地域・学校が連携・協力して、個性や能力を発揮し、学習活動の成果を地域づくりに結びつけ、地域の教育力を向上させることが必要です。

このことから、町民が生きがいを持ち、健康で心豊かな生活を送るため、乳幼児から高齢者までの生涯各期にさまざまな学習機会を提供するとともに、学習の場である町内各施設等との連携を行うなど、学習環境の向上を図る必要があります。

(スポーツの振興)

少子高齢化が進む中、健康への意識が高まっており、スポーツを通じた健康づくりに関心が向けられています。

また、幅広い年齢層の人々が様々な場所で多種・多様なスポーツ・レクリエーション活動を行い、心身の健康増進のため、スポーツを気軽に行える環境を整備していくことが求められています。

本町では、「町民皆一スポーツ」の推進を図るため、水泳教室や野球教室などの開催や町民体育祭として12競技の各種大会などの開催に取り組んできました。しかし、少子高齢化の影響やライフスタイルの変化により競技人口は減少傾向となっています。

このことから、スポーツ団体や学校及び地域と連携し、だれもが生涯健康であり続けるためのスポーツ教室やスポーツイベントなどの充実を図ることが重要です。また、気軽に利用できるスポーツ施設の整備、維持管理と活用の促進を図るとともに、スポーツ団体やクラブ活動の支援と新たな指導者の育成を推進し、より一層スポーツ活動の普及に積極的に取り組むことが必要です。

(2) その対策

【目標値：コミュニティスクール事業実施件数 ５年間で５０回（年間１０回）】

（学校教育）

- ① 豊かな心を育む道德教育の実現のため、児童生徒の発達の段階・特性などを踏まえた指導を推進します。また、読書活動を推進するため学校図書の充実を図ります。
- ② スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校などに対する児童生徒の相談体制の充実を図るとともに学校・家庭・地域が連携し、児童生徒の健全育成に努めます。
- ③ 学ぶ楽しさを体感し、主体的に学ぶ力を高め、全国学力・学習状況調査等の結果を活用するなど、学習評価の充実を図ります。
- ④ 児童生徒の知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体的に学ぶ姿勢を養うことができるような授業改善を推進します。また、児童生徒の体力・運動能力の状況を把握し、学校全体で体力向上に努めます。
- ⑤ 本町の自然や地域の人材を活用した自然体験学習や勤労生産活動、職業体験学習などの取組を推進します。
- ⑥ 保育所及び小・中・高等学校の校種間連携による子ども同士や職員間の積極的な交流により、子どもの育ちと学びをつなぐための学習指導や生徒指導の充実を図ります。
- ⑦ 保護者及び地域住民などの学校運営への参画などを促進し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に努めます。
- ⑧ 特別な支援を必要とする児童生徒の状況を的確に把握し、個々に応じた教育に努めるとともに、特別支援教育の校内体制の整備と指導の充実を図ります。
- ⑨ 外国語指導助手の学校派遣による実践的な外国語教育の充実とともに、他国の言葉や文化に触れ国際理解を深める活動を推進します。
- ⑩ 児童生徒の情報活用能力を高める教育と、それに対応できるよう、ＩＣＴ機器と高速度通信環境の整備を図ります。
- ⑪ 児童生徒の「生きる力」を高めるため、教職員の資質能力向上研修などを実施します。
- ⑫ 町教育研究所を本町教育研究の中核的機関と位置づけ、浜中町教育の振興に役立つ調査研究を図ります。
- ⑬ 教職員の働き方を見直すことで、業務の質、人間性・専門性を高め、児童生徒へ効果的な指導により、教育の質の向上を図ります。
- ⑭ 学校、地域、保護者など関係機関と連携し、学校種や教職員の仕事の特性を考慮しつつ、計画的な「働き方改革」の推進を図ります。
- ⑮ 学校校舎・屋体について、災害避難所に位置づけられているものもあることから、老朽化に対応すべく改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ⑯ 閉校施設の複合利用・民間活用などを導入した利活用を推進し、必要に応じて施設の整備及び老朽化した施設の解体を検討します。
- ⑰ 老朽化した教職員住宅の改修を計画的に実施し住環境の整備を図ります。
- ⑱ スクールバスについて、適切な路線設定による効率的な運行を行うとともに、車両の計画的な更新により遠距離通学手段の確保に努めます。
- ⑲ 児童生徒の安全確保について、災害を想定し学校の実態に応じた防災体制、家庭・地域・関係機関と連携した安全管理を行います。
- ⑳ 給食と関連した指導や栄養教諭による食育の指導により、食に関する正しい理解と望ましい食習慣の定着を図ります。
- ㉑ 学校給食の提供について、保護者の経済的な負担を軽減するため、給食費の無償化を行います。また、環境衛生管理の徹底を図り、小中学校に加え高等学校へ安心・安全な給食を提供します。さらに、地域素材を活かした給食メニューの提供にも努めます。
- ㉒ 町立高校として、地域資源（人的・物的・空間的）を最大限に活かし、フィールドワークや企業体験学習など、特色のある教育活動を推進し、地域社会に貢献する人材の育成を図ります。
- ㉓ 浜中学、海外交流派遣及び国内視察研修派遣事業を実施することにより、地域への還元度を高める取組を推進します。
- ㉔ 持続可能な町立高校となるために、近隣市町村からの通学の利便性の向上を図ります。

(社会教育)

- ① 親子で楽しめる芸術鑑賞会を開催するほか、絵本の読み聞かせ会、ブックスタート事業を継続し、家庭内で絵本を通じてふれあい、親子の絆を深める取組を行います。
- ② 子育てに対する不安や悩みの解消につながるよう、子育てセミナーを開催するほか、関係部局・団体が連携して支援体制の整備を図ります。
- ③ あらゆる体験を通じて、思いやりの心や自主性、社会性を身に付けるため、各種教室・講座の開催、芸術鑑賞の機会を提供するほか、学校やコミュニティスクールと連携した学習活動を行います。
- ④ 自立心と協調性を育み、次代を担う人材を育成するため、派遣事業や各種リーダー養成事業を実施します。
- ⑤ 健全育成推進のため、インターネットの過度な利用など、生活習慣の乱れをなくし、早寝・早起き・朝ごはん運動の定着など、より良い生活習慣が身に付くよう各地区の健全育成会と連携した啓発活動を推進します。
- ⑥ 成人教育について、地域の中心となり主体的に活動を行う人材を育成するため、情報の高度化、価値観の多様化による社会的ニーズに対応した学習情報を提供するとともに、関係機関・団体と連携・協力した事業を展開し、学習機会の充実を図ります。
- ⑦ 多様な活動目的を持って組織された団体を支援し、町民の各種活動への参加を推奨し、継続的に活動する団体の育成に努めます。
- ⑧ 高齢者教育について、趣味嗜好を通じた活動への参加を促進し、健康で充実した生活を送るための学習機会を提供します。
- ⑨ 高齢者の豊かな経験を次世代に伝え、知恵や技術を継承する活動を推奨します。
- ⑩ 老人クラブや社会福祉協議会などの関係機関・団体と連携し、健康、福祉の向上に努めます。
- ⑪ 総合文化センターについて、いつでも誰でも利用できる学習拠点として図書室等の充実を図り、学習情報の収集、発信、資機材の整備を進め、学習環境の向上に努めます。また、施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化のための計画的な改修と設備の更新を行います。

(スポーツの振興)

- ① 個人や団体のニーズに対応した各種教室などの開催をはじめ、運動クラブやニュースポーツの普及を図ります。また、各種大会・競技への出場助成や町有バスなどの有効活用を行い、保護者の負担軽減を図ります。
- ② 各種スポーツ団体や学校及び地域と連携し、指導者育成に努めるとともに、各種競技会や大会などの充実を図ります。
- ③ 各種スポーツ教室や大会などの情報提供や優秀な成績を収めた選手の周知などを行い、スポーツへの意欲の向上を図ります。
- ④ 各種スポーツ団体への継続支援と新規スポーツ団体の育成・支援、スポーツ協会の組織拡充と自立支援を図ります。
- ⑤ 地域での継続した運動クラブの開催やスポーツ活動を円滑に行うため、スポーツ団体などのリーダー養成と新たな指導者の発掘に努めます。
- ⑥ 気軽にスポーツ施設が利用できるよう、各種スポーツ情報の提供に努めます。
- ⑦ 安心・安全に利用できるよう施設設備の整備・充実を図り、多様化する各種スポーツに対応した機器の購入、定期的な施設保守点検の実施、スポーツ施設の計画的な改修と修繕を図ります。
- ⑧ 施設利用のニーズに対する相談体制の充実を図り、スポーツ教育教材などの整備、施設の利用環境を向上する各種機材の購入などに努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年～令和7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校舎	学校施設改修事業 改修工事	浜中町	
		閉校舎学校改修工事	浜中町	
		閉校舎学校解体工事	浜中町	
	屋内運動場	学校屋内運動場改修事業 屋内運動場改修工事	浜中町	
	教職員住宅	教員住宅改修事業 教員住宅改修工事	浜中町	
	スクールバス・ ボート	学校用バス購入事業 学校用バス購入	浜中町	
	給食施設	学校給食配送トラック購入 給食配送トラック購入	浜中町	
	その他	教育用コンピュータ機器整備	浜中町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	総合文化センター改修事業 長寿命化実施設計、本体工事	浜中町	
	体育施設	社会体育施設改修事業 農業者トレーニングセンター長寿命化 実施設計、本体工事	浜中町	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 高等学校	海外交流派遣事業 (内 容) 霧多布高等学校海外交流派遣 (必要性) 国際理解教育のため、海外交 流派遣事業に補助する。 (効 果) 国際的感覚を身に着けた人材 の育成が期待できる。	浜中町	
		国内環境・産業視察研修生徒派遣事業 (内 容) 霧多布高等学校国内派遣 (必要性) 郷土浜中町について理解を深 めるため、他地域での視察・ 実習体験等を行う事業に補助 する。	浜中町	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	生涯学習・スポーツ	(効果) 派遣事業により地域の活性化に資する人材育成が図られる。 少年少女国内派遣事業 (内容) 少年少女国内派遣 (必要性) ふるさとを再認識するため異なる地域特性や文化に触れ、学ぶ必要がある。 (効果) 郷土を学び地域を支える人材の育成が図られる。	浜中町	
		スポーツ振興補助事業 (内容) スポーツ振興補助 (必要性) 本町のスポーツ振興を図るためスポーツ団体や個人が町を代表して全国・全道大会に出場する場合、助成による支援を行う。 (効果) 町民のスポーツへの参加意欲の向上が図られる。	浜中町	
	その他	学校給食費無料化事業 (内容) 小中高等学校給食費無償化 (必要性) 少子化が進む中、保護者の経済的な負担軽減を図る。 (効果) 子育てに係る費用の軽減を図ることにより、少子化対策に資する。	浜中町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

学校教育施設の基本的な方針

供給に関する方針～今後の改修・更新の検討にあたっては、生徒数を適切に踏まえた規模とします。

また、小中高が一貫し、地域の特性を生かした教育活動を推進します。

7校が廃校となっていますが、いずれも校舎は30年以下であることなどから、空き教室の状況を把握し、複合利用も検討します。

また、廃校となった施設の民間活用等を導入した廃校舎の利用を促進します。

品質に関する方針～児童・生徒が日常的に使用する施設であり、災害時の広域避難施設となることから、定期点検の実施による予防保全を図り長寿命化を推進します。

財務に関する方針～現状の維持管理に係る費用や施設使用料等の適正化を図ります。

その他の施設（教員住宅）の基本的な方針

供給に関する方針～今後の利用状況を踏まえ、改修、更新を検討します。

利用者ニーズに対応した住環境を提供するため、空き家の更新・除却等を検討します。

品質に関する方針～築35年を過ぎた建物については、大規模改修の検討とともに、利用状況を踏まえて更新を検討します。

財務に関する方針～現状の維持管理・修繕に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

社会教育系施設の基本的な方針

供給に関する方針～人口減少等の社会構造の変化に対応しながら、今後の修繕・更新については、周辺自治体との連携も視野に入れて検討します。

品質に関する方針～比較的新しい建物であることから、予防保全による継続使用を前提として検討を進めます。

財務に関する方針～現状の維持管理に係る費用や施設使用料等の適正化を図ります。

スポーツ・レクリエーション系施設の基本的な方針

供給に関する方針～体育館やプールなど地域住民が利用する施設については、利用状況などを考慮して今後の修繕・更新を検討します。

品質に関する方針～比較的新しい建物が多いことから、予防保全による継続使用を前提として検討を進めます。

財務に関する方針～現状の維持管理に係る費用や施設使用料等の適正化を図ります。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

(集落の整備)

本町の集落は、霧多布市街を中心に太平洋に面して細長く多くの集落を形成する海岸地区、それに茶内市街や浜中市街、姉別市街を中心に点在する農村地区に分かれる分散型の形態となっています。これは、本町が農漁家の定着によって、第一次産業の基盤が形成されたことによるものです。

これまで、生産基盤や生活環境、交通基盤等の計画的な整備促進に努めてきましたが、転出等による社会的要因による人口流出、急速な高齢化等により集落機能が低下しています。

今後も、生産基盤や生活環境の整備を進めるとともに、集落の状況把握や課題解決に向けた主体的な取組を促進する必要があります。

(コミュニティ活動の推進)

ライフスタイルの多様化や核家族化に伴い、人と人とのつながりが希薄化することで、地域コミュニティの活動が衰退し、地域の力が低下しつつあります。

地域コミュニティは、個人や家族だけでは解決できない地域課題を共助、相互扶助により緩和・解決する重要な役割を担っています。また、生活環境の整備や地域文化の保全、犯罪の抑止、世代間交流の場といった役割があります。

本町には28の自治会・町内会があり、地域会館などや集会施設を拠点に活動を自主的に展開しています。しかし、本町の自治会・町内会を中心とするコミュニティ活動も、戸数の減少や未加入世帯、高齢者世帯の増加などにより活動が十分に行えない状況も出てきています。このことから、最も身近なまちづくりはコミュニティ活動という意識の醸成を行いながら、自発的・自主的な活動をより一層支援し、活性化していく必要があります。

また、町内には26の公の集会施設が設置されていますが、その約半数は築30年を超えており老朽化が進んでいます。今、存在する施設を計画的に修繕し、長く使用することで全体的な費用の縮減・平準化に努めながら、地域コミュニティ活動の拠点として住民のニーズに合わせた施設の維持管理を進める必要があります。

(2) その対策

【目標値：自治会・町内会への加入率 85%以上】

(集落の整備)

- ① 生産基盤や生活環境、交通基盤の整備を行い、環境の充実を図ります。
- ② 集落活動の活性化や地域コミュニティの再生を図るため、自治会が行う地域づくり活動に積極的に支援します。
- ③ それぞれの集落の実態をきめ細かく把握し、集落支援体制の拡充と活性化策を町民や自治会と連携しながら推進します。
- ④ 公共施設等総合管理計画、公共施設長寿命化計画（町民文化系施設）に基づいた公の集会施設等の整備・修繕を行います。

(コミュニティ活動の推進)

- ① 地域コミュニティ意識の醸成や自治会・町内会組織の拡充、活動の支援に努めます。
- ③ 自治会連合会と連携し、管内をはじめ全道の研究会などへ参加し、交流を行いながら単位自治会の活性化を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	浜中町自治会連合会運営補助事業 (内 容) 運営補助 (必要性) 地域組織の育成や防犯・防災、地域福祉の向上等を図るため、浜中町自治会連合会の運営に補助する。 (効 果) 集落活動の活性化と地域コミュニティの再生が図られる。 地域振興補助事業 (内 容) 地域振興補助 (必要性) 各地域の住民活動団体等が、地域の特性を生かし計画的に実施する地域活性化事業やコミュニティ事業に対して補助する。 (効 果) 本町の健全な発展と人間性豊かで活気に満ちたまちづくりの推進が期待できる。	浜中町	
	(3)その他	公の集会施設建設事業 湯沸地区会館実施設計、本体工事	浜中町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

公の集会施設の基本的な方針

供給に関する方針～地域の拠点として必要不可欠な施設であることから、必要に応じて修繕・改修を検討します。

品質に関する方針～定期点検を実施し、劣化状況に合わせて修繕・改修を実施します。

財務に関する方針～現状の維持管理・修繕に係る費用を分析し、維持管理費用の適正化を図ります。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

芸術や文化は、豊かな情緒と感性を育み、人生に楽しみと潤いをもたらし、心の豊さを実感できる社会に大きな役割を果たしています。

本町では、芸術・文化活動の推進のため、関係団体への助成、文化協会所属の団体・サークルに対して総合文化センターの無料開放を行っているほか、町民へ芸術鑑賞機会を提供するため、NHKの公開番組の誘致、児童生徒を対象とした芸術鑑賞会の一般開放などを積極的に行ってきました。

しかし、文化協会所属の団体・サークルについては、高齢化などを理由に会員数・団体数ともに減少しており、各地区で行われている文化祭への参加も年々減少しています。趣味嗜好が多様化し、人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の活性化のためにも芸術文化の振興を図ることが必要です。

文化財については、国指定の天然記念物である霧多布泥炭形成植物群落を始め、タンチョウやシマフクロウなどが生息しており、関係団体と連携し、保護・保全に努めてきました。埋蔵文化財については、前回の調査から30年以上経過しており、情報が更新されていません。郷土資料とともに浜中町の歴史を学ぶ上で重要なものとして有効活用できるよう、包蔵地の現地確認や保存方法を検討し、適切に管理する必要があります。

(2) その対策

【目標値：芸術鑑賞機会の提供 年4回】

- ① 文化意識の向上を図るため、定期的な芸術鑑賞機会の提供に努めるほか、活動の成果を発表する場として各地区の文化祭などへの参加を促し、芸術・文化活動の活性化を図ります。
- ② 各団体・サークルの活動を支援し、指導者の育成、後継者の確保に努め、文化団体に対する支援を行います。
- ③ 浜太鼓等の郷土芸能活動に対する支援を行い、各種イベントでの公演を推進し、郷土芸能の普及や郷土愛の高揚を図ります。
- ④ 関係機関・団体と連携して霧多布泥炭形成植物群落やタンチョウ、シマフクロウなどの天然記念物のほか、エトピリカなどの希少動植物の保護・保全に努めます。
- ⑤ 文化財の重要性への理解を深め、埋蔵文化財包蔵地の保全に努めます。
- ⑥ 浜中町の歴史を学ぶ上で重要な郷土資料について、適切に管理・保存し、展示を行うなど、その有効活用を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和３年～令和７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	浜中町文化協会活動費補助事業 (内 容) 文化協会活動費補助 (必要性) 地域に根ざした文化の振興を 図るため文化協会への支援を 行う。 (効 果) 文化活動の促進を図り、町民 が文化に対する理解・関心を 深めることができる。	浜中町	
		浜中町郷土芸能振興会補助事業 (内 容) 郷土芸能振興会補助 (必要性) 地域に根ざした郷土芸能の振 興を図るため郷土芸能振興会 への支援を行う。 (効 果) 郷土芸能活動の促進を図り、 町民が郷土芸能に対する理 解・関心を深めることができ る。	浜中町	

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球規模の自然破壊が進んでおり、地球温暖化や異常気象、生態系への影響が危惧され、国際的にも自然環境の保全や自然エネルギーの活用など、持続可能な社会の構築についての取組が進められています。

本町においても、公共施設への再生可能エネルギーの導入や二酸化炭素排出量削減の取組、住宅等への再生可能エネルギー導入補助などの政策を進めてきました。

本町は、冬期間の日照時間が長く、沿岸地域では風も強く、酪農業が盛んであることなど、太陽光や風力、バイオマスなど豊富なエネルギー資源を有しています。

今後はより一層、二酸化炭素の排出量削減に取り組むとともに、本町が有する自然エネルギーの潜在値を把握し、町民の理解を得ながら、環境にかける負荷を少なくする取組を進める必要があります。また、限られた地域資源を持続可能な形で活用する循環型社会の構築を目指すため、再生可能エネルギーの導入を検討していく必要があります。

(2) その対策

【目標値：大規模改修・改築を行う公共施設への再生可能エネルギー設備の導入】

- ① 地域の特性を生かし、太陽光や風力、地中熱、バイオマスなどの自然エネルギーの利活用や導入支援を推進します。
- ② 節電、節水、車のアイドリングストップなど、二酸化炭素の排出量削減に向けた取組を推進します。
- ③ 公共施設等への再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ④ バイオマス産業都市の認定と構想の実現を目指します。

(3) 計画

事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	地中熱利用設備設置工事	浜中町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入支援対策事業 (内 容) 再生可能エネルギー導入補助 (必要性) 環境への負荷を減らすため各家庭での再生可能エネルギー導入に対し、支援を行う。 (効 果) 再生可能エネルギー利用促進の効果が期待できる。	浜中町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、浜中町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、公共施設等の適切な管理を推進するとともに、過疎対策に必要な事業を適切に実施します。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

(自然保全・景観形成)

本町は豊かな自然に恵まれ、10,882haが厚岸霧多布昆布森国定公園の指定を受けています。また、中南部に広がる霧多布湿原は、「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物の指定を受けているほか、平成5年に「ラムサール条約登録湿地」に認定され、平成13年には北海道遺産にも選定されています。この豊かな自然には、天然記念物に指定されているタンチョウやシマフクロウなどをはじめとする多くの鳥類、ワタスゲやエゾカンゾウなど約800種類の草花と高山植物、エトピリカやトウキョウトガリネズミなどの希少動物や昆虫が生息しています。

こうした自然の恩恵を生かしながら産業が営まれ、本町は発展してきました。この貴重な自然環境は町民の財産であり、未来に受け継いでいかなければなりません。そのためには、自然の大切さを学び、環境にかかる負荷を少なくする取組を進め、限られた地域資源を持続可能な形で活用する循環型社会の構築が求められています。そのため、町内の一斉清掃などによる美化活動と周知、啓発を続け、町民みんなで浜中町をきれいにするという意識の高揚を図っていく必要があります。

また、昨今北海道の沿岸部には、流木を中心に多くのゴミが流れ着いていることから、海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、自治会・町内会や町内企業、関係団体などにより回収された海岸漂着物の適切な処理を継続していく必要があります。

今後も町民との合意形成を図りながら、自然保全や自然景観、美しい町並みの保全に努める必要があります。

(2) その対策

【目標値：町内一斉清掃参加者数（春・秋） 1、970人（令和6年度末）】

(自然保全・景観形成)

- ① 魚道などの川の環境保全活動を支援します。また、地域や関係団体と連携しながら海岸清掃を実施します。
- ② 自治会・町内会等による清掃活動を継続し、環境美化活動の啓発に努めます。
- ③ 希少生物をはじめ動植物の保護・保全を推進します。また、エゾシカの被害から湿原の植生を守る対策を検討します。
- ④ 環境保全活動を行う住民団体や学校、企業、行政などが連携して環境教育を推進し、自然への理解や環境負荷の軽減など、環境保全意識の向上に努めます。
- ⑤ 本町にとって望ましい景観や保全するための方法を町民とともに検討し、景観の保全に努めます。
- ⑥ 建築物や構造物の建設や設置による景観への影響が少なくなるような景観の形成に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項	(1)過疎地域持続的 発展特別事業	三郎川魚道設置事業 (内 容) 三郎川魚道設置委員会負担金 (必要性) 三郎川はサケ・マス等の遡上 があり、その自然環境を守る 必要があります。 (効 果) 魚道の設置によりサケ・マス 等の遡上を守り、自然環境の 保護につながる。	浜中町	

14 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

事業計画（令和3年～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材確保	(4)過疎地域持 続的発展特 別事業 移住・定住	地域おこし協力隊事業 (内 容) 移住・定住推進施策の推進 (必要性) 移住・定住施策推進のため移 住者目線でのPR活動や移住 相談窓口が必要である。 (効 果) 移住・定住者が増えることに より、地域の活性化につながる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
	地域間交流	北海道くしろ地域・東京特別区交流推進 事業 (内 容) 東京都荒川区との交流事業 (必要性) 関係人口拡大のため広域連携 を行い、PR活動や交流事業 を実施する。 (効 果) 事業の実施により相互理解が 深まり、関係人口の拡大が期 待できる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
	人材育成	人づくり推進事業 (内 容) 各種技能（技術）取得研修費 補助 (必要性) 地域で活躍する人材を育成す るため、補助により研修費用 等の負担を軽減する。 (効 果) 研修費を補助することにより 希望者が研修しやすい環境を 整えられる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
2 産業の振興	(10)過疎地域持 続的発展特 別事業 第1次産業	農業経営技術研修受入事業 (内 容) 新規就農研修生受入農場補助 (必要性) 農家戸数が年々減少している ことから、先進経営農家や町 就農者研修牧場で新規就農を 志す酪農研修生の受入れに対 し補助する。 (効 果) 研修先を確保することで、次 代を担う若い入植候補者の確 保・育成を図ることができる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		農業後継者就業交付金事業 (内 容) 農業後継者就業交付金 (必要性) 農業の担い手となる後継者を確保するため、後継となる者へ支援を行う。 (効 果) 産業後継希望者に補助を行うことで後継者の確保が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		浜中町農業後継者対策推進事業補助 (内 容) 浜中町農業後継者対策推進協議会補助 (必要性) 晩婚化や未婚者が増えるなか農業従事者の結婚を支援する。 (効 果) 安定的な後継者の確保が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		新規就農者誘致事業 (内 容) 新規就農誘致条例奨励金及び新規就農者誘致促進事業 (必要性) 新たに酪農業を営み、本町の産業振興に寄与する者に対して奨励金やその他援助を行い着業しやすい環境を整える。さらに、本町の酪農に興味のある人材を発掘し、都市圏からの新規就農者誘致を促進する。 (効 果) 新規就農者の誘致促進が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		漁業後継者育成対策事業 (内 容) 漁業後継者技術取得等各種費用補助 (必要性) 後継者育成のため着業等に必要技術取得等の各種費用の補助を行い、負担軽減を行う。 (効 果) 負担軽減により、後継者の技術等の向上が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		漁業後継者就業交付金事業 (内 容) 漁業後継者就業交付金 (必要性) 漁業の担い手となる後継者を確保するため、後継となる者へ支援を行う。 (効 果) 産業後継希望者に補助を行うことで後継者の確保が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
	商工業・6 次産業化	キャッシュレスシステム運用助成事業 (内 容) キャッシュレスシステムポイント還元事業補助 (必要性) 町内における商業活性化策として、町商工会が実施する電子マネー事業に補助を行い、町外への消費購買流出の防止と地元消費の拡大を図る。 (効 果) 地域経済の活性化が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		商工業後継者就業交付金事業 (内 容) 商工業後継者就業交付金 (必要性) 商工業の担い手となる後継者を確保するため、後継となる者へ支援を行う。 (効 果) 産業後継希望者に補助を行うことで後継者の確保が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
	観光	浜中町観光協会補助事業 (内 容) 浜中町観光協会補助 (必要性) 観光振興や地域経済の活性化を図る必要がある。 (効 果) 地域の魅力や特色ある観光メニューの開発などが期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		地域振興補助事業 (内 容) やちぼうず木道改修 (必要性) 霧多布湿原を観察できる木道の老朽化のため、改修を行う団体に補助する。 (効 果) 改修を行うことにより安全な観光ができるようになる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		モンキー・パンチ&ルパン三世de地域活性化プロジェクト運営費補助事業 (内 容) モンキー・パンチ&ルパン三世de地域活性化プロジェクト運営補助 (必要性) 本町の知名度向上と地域活性化を図るため本町出身の漫画家故モンキー・パンチ氏の作品「ルパン三世」を活用し、観光振興を推進する。 (効 果) 国内外からの観光客の誘客促進と地域活性化が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2)過疎地域持 続的発展特 別事業 その他	地域振興補助事業 (内 容) 共聴施設整備補助 (必要性) テレビ難視聴地域の共聴施設 が老朽化しているため改修補 助を行う組合等に補助する。 (効 果) 改修により安定的なテレビの 視聴が行える。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
4 交通施設の整 備、交通手段の 確保	(9)過疎地域持 続的発展特 別事業 公共交通	町営バス運行委託事業 (内 容) 公共交通網整備 (町営バス運行委託) (必要性) 地域住民の交通手段確保のた め町営バス路線を維持・確保 する。 (効 果) 公共交通の維持・確保を図る ことができる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
	交通施設維 持	地方バス路線維持対策事業 (内 容) 地方バス路線助成 (必要性) 公共交通の利用者は減少傾向 にあるが、高齢者や学生の移 動手段として大きな役割を担 っているため、事業者へ助成 を行い、路線を維持する。 (効 果) 公共交通の維持・確保を図る ことができる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
5 生活環境の整 備	(7)過疎地域持 続的発展特 別事業 生活	浜中町安心住まいる促進事業助成金 (内 容) 民間住宅新築・改修費補助 (必要性) 過疎化が進む中、住み続けら れる快適な環境を維持するた めの住環境の整備に補助する。 (効 果) 補助を行うことで新築・改修 が増え、生活環境の向上と定 住の推進が図られる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	環境	地域振興補助事業 (内 容) 街灯整備等 (必要性) 地域活性化のため地域の自主 的なまちづくりに対して支援 する。 (効 果) 地域課題を解決し、生活環境 の向上が期待される。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
		資源物リサイクル活動奨励補助事業 (内 容) 資源物リサイクル活動奨励交 付金 (必要性) 環境美化のため、各地域の資 源リサイクル活動に対し支援 する。 (効 果) 支援により地域の環境美化が 期待できる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
	危険施設撤 去	不良空家等除却補助事業 (内 容) 不良空家等除却費補助 (必要性) 過疎化により不良空家が増加 しており、補助を行うことで 除却を促進する。 (効 果) 不良空家を減らすことにより 安全な生活環境を維持するこ とができる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
	防災・防犯	津波防災ステーション事業 (内 容) 津波防災ステーション維持管理 (必要性) 太平洋に面した本町では津波 による災害から町を守る。 (効 果) 津波災害対策を行うことによ り安心・安全なまちづくりを 進めることができる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
	(8)過疎地域持 続的発展特 別事業 児童福祉	子ども発達支援事業 (内 容) 児童発達支援サービス等運営 費補助 (必要性) 発達の遅れや障がいの疑いが ある児童とその保護者などの 相談を受けるため浜中町子ど も発達支援センターの機能強 化や早期療育の実施を行う。 (効 果) 子ども発達支援の充実を図る ことができる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		保育料助成事業 (内 容) 保育料補助 (必要性) 子育ての負担軽減に向け、保育所における保育に要する費用を負担した保護者に対しその費用の一部を助成する。 (効 果) 負担軽減を図り、子育て世帯の福祉向上に寄与する。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		保育所等給食費助成事業 (内 容) 保育施設副食費補助 (必要性) 子育て支援のため給食費を負担する保育施設等通所する子どもの保護者に対する給食費相当額を助成する。 (効 果) 負担の軽減と公平性を確保するとともに子育て支援の充実が図られる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		保育所給食事業 (内 容) へき地保育所給食事業 (必要性) 保育サービス充実のため、へき地保育所（散布、浜中、姉別）へ給食を提供する。 (効 果) 町内の保育所を利用する全ての子どもに安心・安全な食育環境を提供できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		子どもインフルエンザ予防接種事業 (内 容) 子どもインフルエンザ予防接種費補助 (必要性) インフルエンザの感染とまん延を予防するため、1歳から18歳までの子どもに係る予防接種費用を補助する。 (効 果) 公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		放課後児童クラブ事業 (内 容) 霧多布放課後児童クラブ・茶内放課後児童クラブの開設 (必要性) 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童（放課後児童）に対し、放課後児童クラブを開設して適切な遊び及び生活の場を提供する。 (効 果) 放課後児童の健全な育成を図ることができる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	高齢者・障害者福祉	高齢者在宅生活支援事業 (内 容) 紙おむつ購入助成 (必要性) 高齢者の在宅生活を支援するため、身体の障がいや疾病等で日常的に紙おむつを使用する65歳以上の高齢者に対し、紙おむつ等の購入費の一部助成する。 (効 果) 該当世帯の負担軽減と高齢者の健康と福祉の増進が図られる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		敬老バス等利用料助成事業 (内 容) 敬老バス等利用料助成 (必要性) 高齢者の社会参加と健康増進を図るとともに生きがいのある生活を援助するため、70歳以上の高齢者を対象に、地域公共交通機関の回数券やふれあい交流保養センターの入浴券を助成する。 (効 果) 高齢者の健康と福祉の増進が図られる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
	健康づくり	特定疾患及び保護者の交通費助成事業 (内 容) 通院費助成 (必要性) 特定疾患等のため治療を必要とする者及び保護者の福祉向上のため、通院費の一部を助成する。 (効 果) 特定疾患等患者の保健の向上と福祉の増進を図ることができる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		各種予防接種事業 (内 容) 各種予防接種費補助 (必要性) 感染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種予防接種費用を補助する。 (効 果) 公衆衛生の向上及び増進に寄与する。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	がん検診等委託事業 (内 容) 検診委託 (必要性) 地域住民の病気の早期発見と生活習慣病の予防・改善のため、各種がん検診を委託により実施する。 (効 果) 町費による負担を行うことにより、受診者の負担軽減と受診率の向上を図る。 結婚祝金支給事業 (内 容) 結婚祝金支給 (必要性) 人口減少対策を図るため、本町において婚姻した夫婦に対して祝金を支給する。 (効 果) 本町への定住促進を図る。 結婚新生活支援事業 (内 容) 結婚新生活諸費用補助 (必要性) 少子化対策を図るため、本町において婚姻した低所得世帯の新生活に係る費用の一部を補助する。 (効 果) 結婚新生活を支援することにより少子化対策を図る。 出産祝金支給事業 (内 容) 出産祝金支給 (必要性) 本町における新生児の出産に対して祝金を支給する。 (効 果) 本町への定住の促進と将来を担う新生児の健全育成と福祉の増進を図る。 浜中町福祉灯油購入助成事業 (内 容) 福祉灯油購入助成 (必要性) 老人世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得者世帯の自立した日常生活を支援するため冬期間の暖房費の一部を助成する。 (効 果) 当該世帯の負担軽減を図り、自立した日常生活・社会生活の促進が図られる。	浜中町 浜中町 浜中町 浜中町 浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		低所得者等世帯生活支援事業 (内 容) 低所得者生活支援金支給 (必要性) 老人世帯、障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得者世帯及び生活保護世帯の日常生活を支援するため、生活支援金を助成する。 (効 果) 当該世帯の負担軽減を図り、安定した社会生活が図られる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		子ども医療費助成事業 (内 容) 医療費補助 (必要性) 安心して子育てができる環境整備のため、高校3年生世代までの医療費を全額助成する。 (効 果) 子ども保健の推進と子育て世帯の負担軽減が図られる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		ひとり親家庭等医療費助成事業 (内 容) 医療費補助 (必要性) ひとり親家庭で安心して子育てができる環境整備のため、子どもの医療費を保護者に助成する。 (効 果) 子どもの保健の推進とひとり親家庭の負担軽減が図られる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
		重度心身障がい者医療費助成事業 (内 容) 医療費補助 (必要性) 重度心身障がい者が安心して医療を受けられるよう、その医療費を助成する。 (効 果) 重度心身障がい者の保健の推進と世帯の負担軽減が図られる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業 その他	医師派遣事業 (内 容) 浜中診療所への医師派遣 (必要性) 浜中診療所は、医師が1名体制であることから、北海道大学第二内科から診療充実のため外部からの医師派遣を受ける。 (効 果) 医師2名体制での医療を行うことで、地域医療の確保と充実が図られる。 釧根広域医療体制負担金事業 (内 容) 釧根広域緊急医療等確保負担金 (必要性) 釧路・根室管内における入院治療を必要とする重度救急患者の広域医療を円滑に行うために、釧路医師会へ公費負担を行う。 (効 果) 町民の健康維持と地域医療の充実を図る。 厚岸浜中広域救急医療体制負担金事業 (内 容) 厚岸浜中広域救急医療体制負担金 (必要性) 厚岸郡地域における24時間体制の一次救急医療を確保するため、厚岸町に対し公費負担を行う。 (効 果) 町民の健康維持と地域医療の充実を図る。 電話健康医療相談委託事業 (内 容) 電話健康医療相談委託 (必要性) 町民が各分野の専門医師やヘルスカウンセラーから適切な助言を得るため24時間年中無休の電話相談窓口「浜中町健康・医療相談ダイヤル24」を設置・委託する。 (効 果) 町民の健康保持増進や健康・医療に関する不安や悩みの解消が図られる。	浜中町 浜中町 浜中町 浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4)過疎地域持 続的発展特 別事業 高等学校	海外交流派遣事業 (内 容) 霧多布高等学校海外交流派遣 (必要性) 国際理解教育のため、海外交 流派遣事業に補助する。 (効 果) 国際的感覚を身に着けた人材 の育成が期待できる。 国内環境・産業視察研修生徒派遣事業 (内 容) 霧多布高等学校国内派遣 (必要性) 郷土浜中町について理解を深 めるため、他地域での視察・ 実習体験等を行う事業に補助 する。 (効 果) 派遣事業により地域の活性化 に資する人材育成が図られ る。	浜中町 浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。 当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
	生涯学習・ スポーツ	少年少女国内派遣事業 (内 容) 少年少女国内派遣 (必要性) ふるさとを再認識するため異 なる地域特性や文化に触れ、 学ぶ必要がある。 (効 果) 郷土を学び地域を支える人材 の育成が図られる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
		スポーツ振興補助事業 (内 容) スポーツ振興補助 (必要性) 本町のスポーツ振興を図るた めスポーツ団体や個人が町を 代表して全国・全道大会に出 場する場合、助成による支援 を行う。 (効 果) 町民のスポーツへの参加意欲 の向上が図られる。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。
	その他	学校給食費無料化事業 (内 容) 小中高等学校給食費無償化 (必要性) 少子化が進む中、保護者の経 済的な負担軽減を図る。 (効 果) 子育てに係る費用の軽減を図 ることにより、少子化対策に 資する。	浜中町	当該事業 の効果は 将来に及 ぶ。

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	浜中町自治会連合会運営補助事業 (内 容) 運営補助 (必要性) 地域組織の育成や防犯・防災、地域福祉の向上等を図るため、浜中町自治会連合会の運営に補助する。 (効 果) 集落活動の活性化と地域コミュニティの再生が図られる。 地域振興補助事業 (内 容) 地域振興補助 (必要性) 各地域の住民活動団体等が、地域の特性を生かし計画的に実施する地域活性化事業やコミュニティ事業に対して補助する。 (効 果) 本町の健全な発展と人間性豊かで活気に満ちたまちづくりの推進が期待できる。	浜中町 浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。
10 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	浜中町文化協会活動費補助事業 (内 容) 文化協会活動費補助 (必要性) 地域に根ざした文化の振興を図るため文化協会への支援を行う。 (効 果) 文化活動の促進を図り、町民が文化に対する理解・関心を深めることができる。 浜中町郷土芸能振興会補助事業 (内 容) 郷土芸能振興会補助 (必要性) 地域に根ざした郷土芸能の振興を図るため郷土芸能振興会への支援を行う。 (効 果) 郷土芸能活動の促進を図り、町民が郷土芸能に対する理解・関心を深めることができる。	浜中町 浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。 当該事業の効果は将来に及ぶ。

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー導入支援対策事業 (内 容) 再生可能エネルギー導入補助 (必要性) 環境への負荷を減らすため各家庭での再生可能エネルギー導入に対し、支援を行う。 (効 果) 再生可能エネルギー利用促進の効果が期待できる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	三郎川魚道設置事業 (内 容) 三郎川魚道設置委員会負担金 (必要性) 三郎川はサケ・マス等の遡上があり、その自然環境を守る必要があります。 (効 果) 魚道の設置によりサケ・マス等の遡上を守り、自然環境の保護につながる。	浜中町	当該事業の効果は将来に及ぶ。